

いのち支える 西予市自殺対策計画

西予市

はじめに

我が国の自殺死亡者は、平成 10 年に 3 万人を超え、平成 21 年以後は減少傾向にありますが、依然として 2 万人を超えている状況です。

平成 18 年には「自殺対策基本法」が制定され、「個人の問題」とされてきた自殺が「社会的な問題」として認識されるようになりました、様々な対策が講じられるようになりました。本市においても、自殺の前段階であると言われるうつ病対策に焦点をあてた対策を展開し、徐々に自殺者数は減少してきましたが、依然として高い状況です。

平成 28 年 4 月、自殺対策基本法が改正され、全ての自治体に対し、自殺対策計画の策定が義務付けられました。同時に、国は新たな自殺総合対策大綱を打ち出し、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことで、社会全体で自殺のリスクを低下させることを基本理念に掲げました。

そこで、本市では、府内の全ての事業に関して「生きることの包括的支援」の観点から改めて見つめ直す「事業の棚卸し」を行い、「生きることの包括的支援」を推進するために「西予市自殺対策計画」を策定しました。

本計画では、誰も自殺に追い込まれることのない「いのち支える西予市」を目指して、本市のこれまでの自殺対策の取組をさらに全庁的に展開し、総合的に推進することとします。

今後は、本計画のもと、国、県をはじめ、関係機関の連携をさらに強化すると併に、市民の皆様と一体となった取組を展開してまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やお力添えを賜りました西予市自殺対策推進協議会の委員の皆様、関係者の方々をはじめ、ご協力いただきました市民の皆様に心から感謝致します。

令和元年 9 月

西予市長 管家 一夫

目次

第1章 いのち支える西予市自殺対策計画策定の趣旨等について	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の評価・数値目標	2
第2章 西予市における自殺の現状と関連するデータ	3
1 西予市的人口動態及び死因	4
2 西予市の自殺の現状	5
3 西予市の自殺の特徴	10
第3章 西予市の自殺対策及びこころの健康に関するこれまでの取組	12
第4章 自殺対策における取組	14
1 基本方針	14
2 施策の体系	17
3 5つの基本施策	18
基本施策1 地域におけるネットワークの強化	18
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	20
基本施策3 市民への啓発と周知	22
基本施策4 生きることの促進要因への支援	23
基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	26
4 重点施策	
重点施策1 高齢者施策	28
重点施策2 生活困窮者施策	30
重点施策3 勤務・経営者施策	32
第5章 評価指標	34
1 基本施策	34
2 重点施策	36
第6章 生きる支援関連施策	38
第7章 自殺対策の推進体制	46
1 計画の推進体制	46
2 計画の周知	47
3 進行管理	47
第8章 参考資料	48

第1章 いのち支える西予市自殺対策計画策定の趣旨等について

1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年に3万人を超える状況が続き、平成15年には3万4千人余りとなりピークを迎え、その後も高い水準で推移してきました。平成18年に自殺対策基本法が施行され「個人的な問題」として捉えられてきた自殺が「社会的問題」として捉らえるようになり自殺対策が進められ、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りましたが、依然として深刻な状況でした。

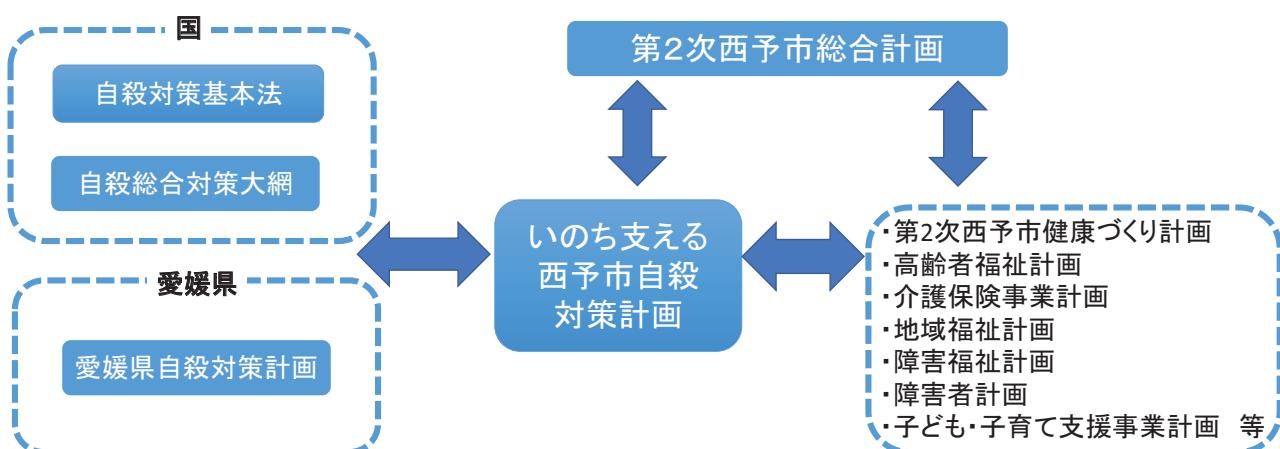
平成28年には改正自殺対策基本法施行、平成29年には自殺対策大綱が見直され「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策が「生きることの包括的支援」として実施されるよう基本理念が明記され、全ての都道府県と市町村に「自殺対策計画」を策定することとされました。

本市では、平成16年の合併前後には20人前後を推移し、この数年は10人前後で推移し、減少傾向にはありますが、自殺死亡率は依然として全国・愛媛県よりも高い状況です。

本市でも「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、「生きることの包括的支援」として、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために保健・医療・福祉・教育・労働・司法・市民等と連携し、自殺対策に取り組むため「西予市自殺対策計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」、愛媛県の「愛媛県自殺対策計画」等に基づき「第2次西予市総合計画」を上位計画とし、「第2次西予市健康づくり計画」など各種計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

国の自殺対策の指針である自殺対策大綱は、おおむね5年に一度を目安に改定が行われていることから、本市の計画は令和元年度から5年間とし、国の動向や自殺の実態、社会状況の変化を踏まえ、内容の見直しを行うこととします。

4 計画の評価・数値目標

西予市自殺対策推進計画は、西予市自殺対策推進協議会で計画の進行管理及び評価を行います。計画の実施期間中に評価することとし、量的評価と質的評価を併せて行います。

国は、平成29年に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万対自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標として定めています。（※令和7年の自殺死亡率で評価する。）

國の方針を踏まえ、自殺者数に変動の激しい本市では単年での比較が難しいため、目標数値としては、計画策定の基礎データとした西予市地域自殺実態プロファイル（平成24～28年の5年間の自殺死亡データ）と比較して、令和3年～7年の5年間のデータで、30%の減少を目標とします。

ただし、令和5年度までが本市における自殺対策計画の期間であるため、本市では令和5年に平成27年と比べて20%の減少を目標とします。

評価年		令和5年	令和8年
データ基準年数	H24～H28	H30～R4	R3～R7
自殺統計 自殺者数（自殺日・住居地）	総数55人 平均11.0人	総数44人 平均8.8人	総数39人 平均7.8人
自殺統計 自殺率（自殺日・住居地）	26.5	21.2	18.6
人口動態統計　自殺者数	総数53人 平均10.6人	総数43人 平均8.6人	総数37人 平均7.4人

※H24～28年データについては、自殺総合対策推進センター

自殺実態・統計分析室　西予市地域自殺実態プロファイルより

第2章 西予市における自殺の現状と関連するデータ

【統計分析上の数値の差異について】

西予市の自殺の現状を分析するために、厚生労働省「人口動態統計」、警察庁「自殺統計」、自殺総合対策推進センター提供の地域実態プロファイル、愛媛県心と体の健康センター提供データの4つの資料を用いています。

厚生労働省「人口動態統計」は自殺死亡者数や自殺死亡率の年次推移を分析するために使用し、警察庁「自殺統計」は、自殺者の職業、原因等を分析するために使用しています。

これらの2つの統計資料は、集計方法が異なるため、自殺死亡者数及び自殺死亡率の数値に差があります。また、自殺総合対策推進センター及び愛媛県心と体の健康センター提供資料も上記の統計データを基に作成されたものであるため、同様に数値の差異があります。

【地域自殺実態プロファイルについて】

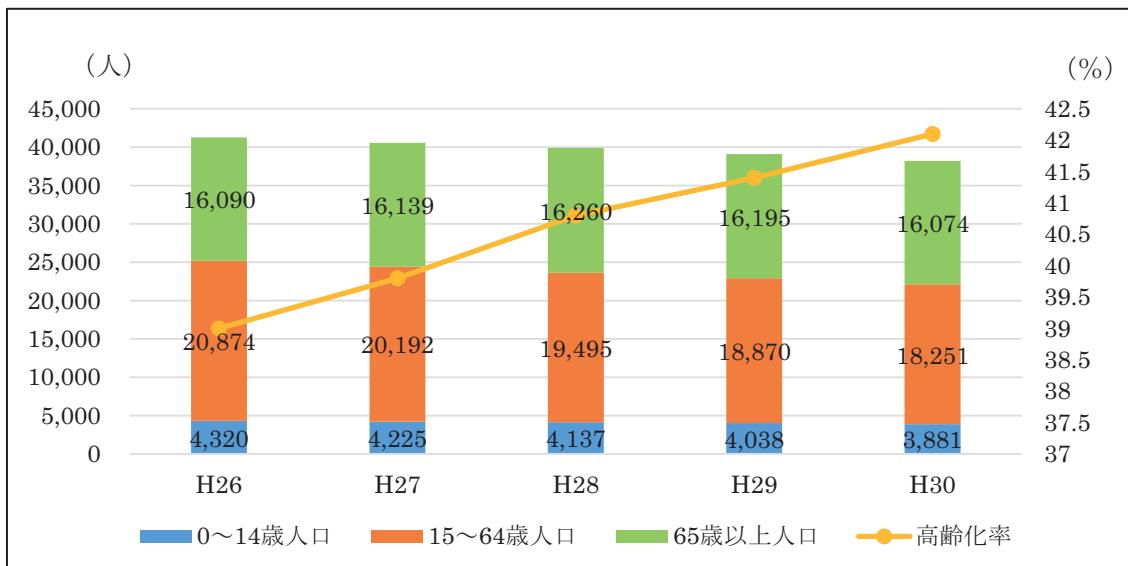
自殺総合対策推進センターにおいて全国自治体の自殺実態を科学的に分析し、地域特性に応じた自殺対策が実施できるように自治体の類型化と政策パッケージなどを各自治体に提供されたものです。

1 人口動態及び死因

1) 西予市の人口の推移

人口は、全ての年齢階層で減少傾向の推移をしていますが、高齢化率は上昇しています。

図1 年齢3階層別人口と高齢化率



(出典：住民基本台帳各年 10/1 現在)

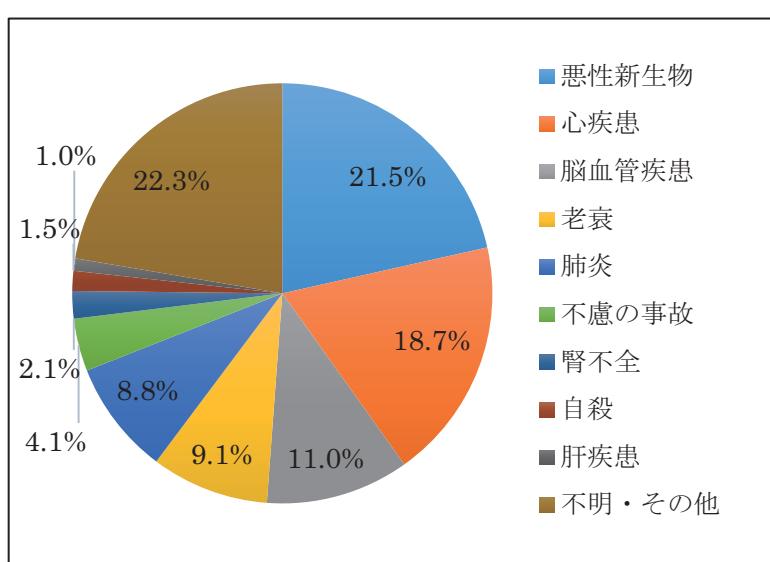
2) 西予市の主要死因

平成24～28年の5年間の自殺死亡者は53人、割合は1.5%です。

表1 主要死因人数と割合

死因	人数(人)	割合(%)
悪性新生物	742	21.5%
心疾患	644	18.7%
脳血管疾患	381	11.0%
老衰	313	9.1%
肺炎	303	8.8%
不慮の事故	140	4.1%
腎不全	73	2.1%
自殺	53	1.5%
肝疾患	33	1.0%
不明・その他	771	22.3%
計	3,453	100.0%

図2 主要死因割合



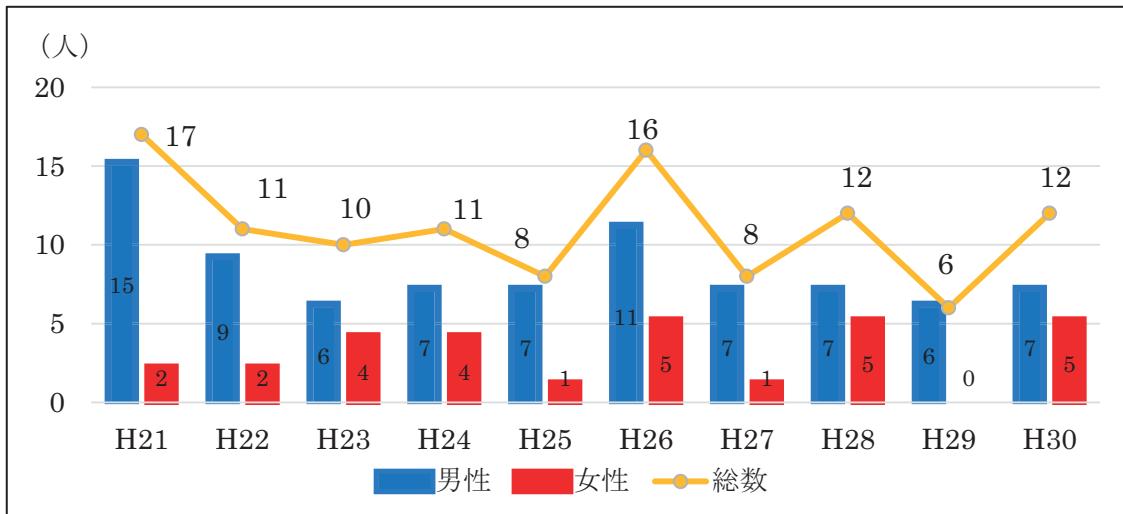
(出典：政府統計の総合窓口 保管統計表)

2 西予市の自殺の現状

1) 自殺死亡者の年次推移

平成 21 年以降の自殺死亡者数は平成 21 年をピークに減少傾向にあり、ここ数年の自殺者数は 10 人前後で推移しています。

図 3 自殺死亡者の年次推移

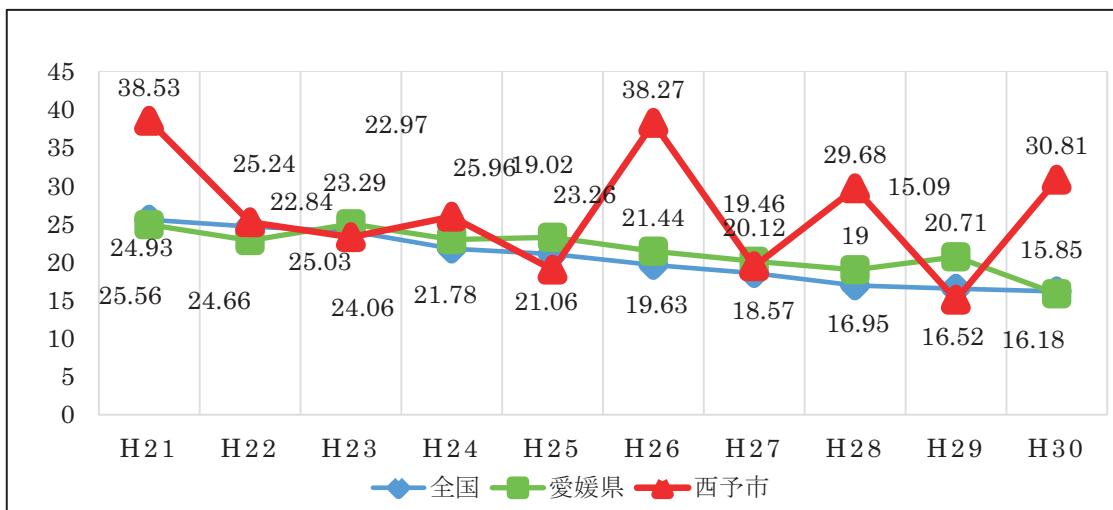


(出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料平成 21～30 年)

2) 自殺死亡率の年次推移

西予市の自殺死亡率は、全国・愛媛県よりも高い傾向にあります。平成 25 年以後は 1 年おきに高低を繰り返し変動しています。

図 4 自殺死亡者の年次推移（人口 10 万対）

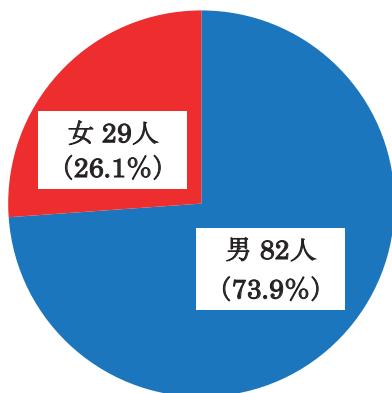


(出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料平成 21～30 年)

3) 自殺死亡者の男女構成比

西予市の自殺死亡者は、男性は約7割、女性は3割となっており、国や愛媛県と同様な傾向です。

図5 自殺死亡者の男女構成比

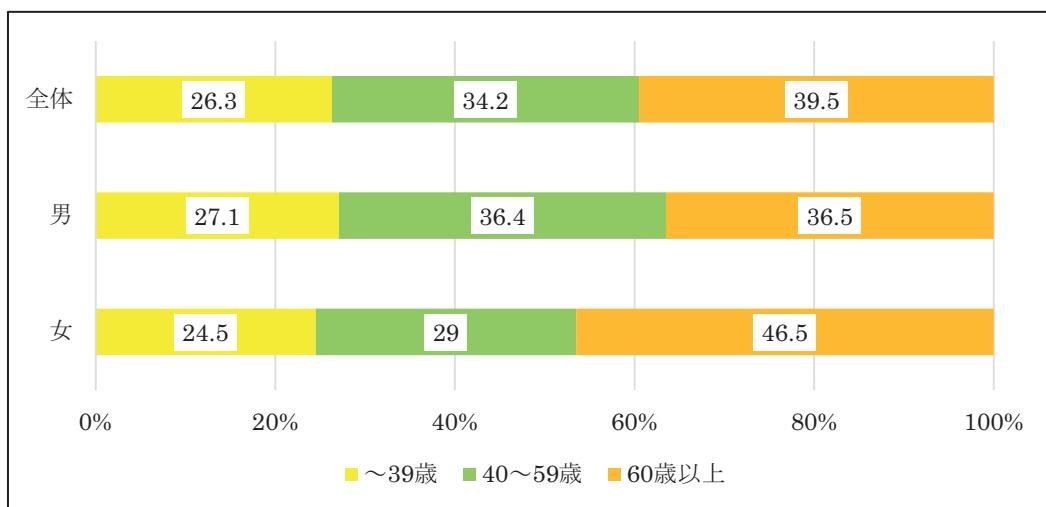


(出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料平成21～30年)

4) 自殺者の年代区分別割合

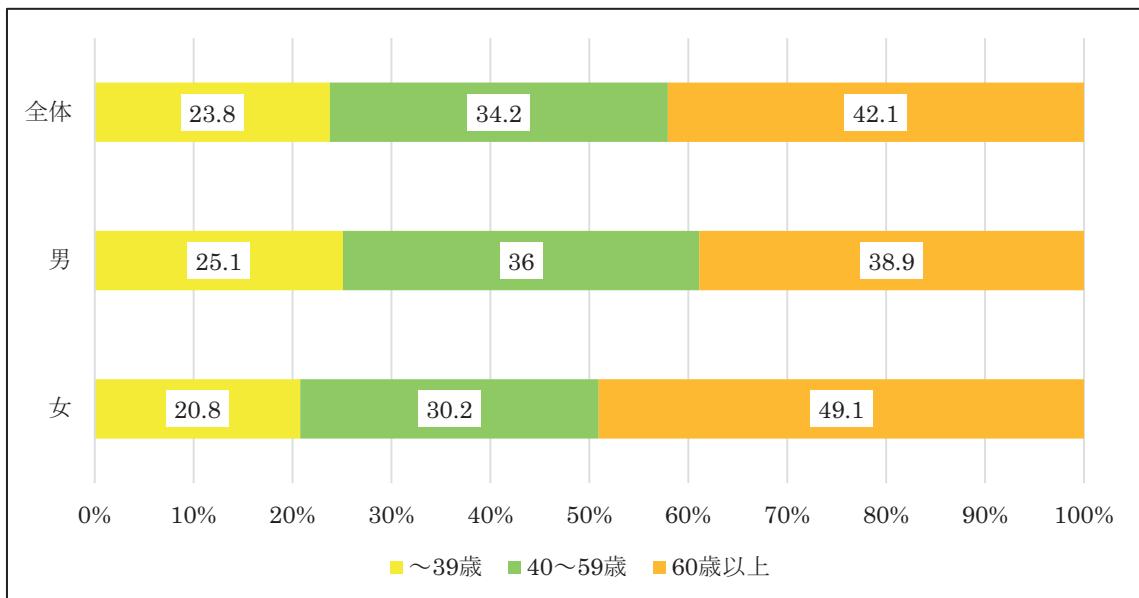
西予市は、全国や愛媛県と比較しても、男女ともに60歳以上の占める割合が5割以上あり高い状況です。

図6 自殺死亡者の年代別区分割合（全国）



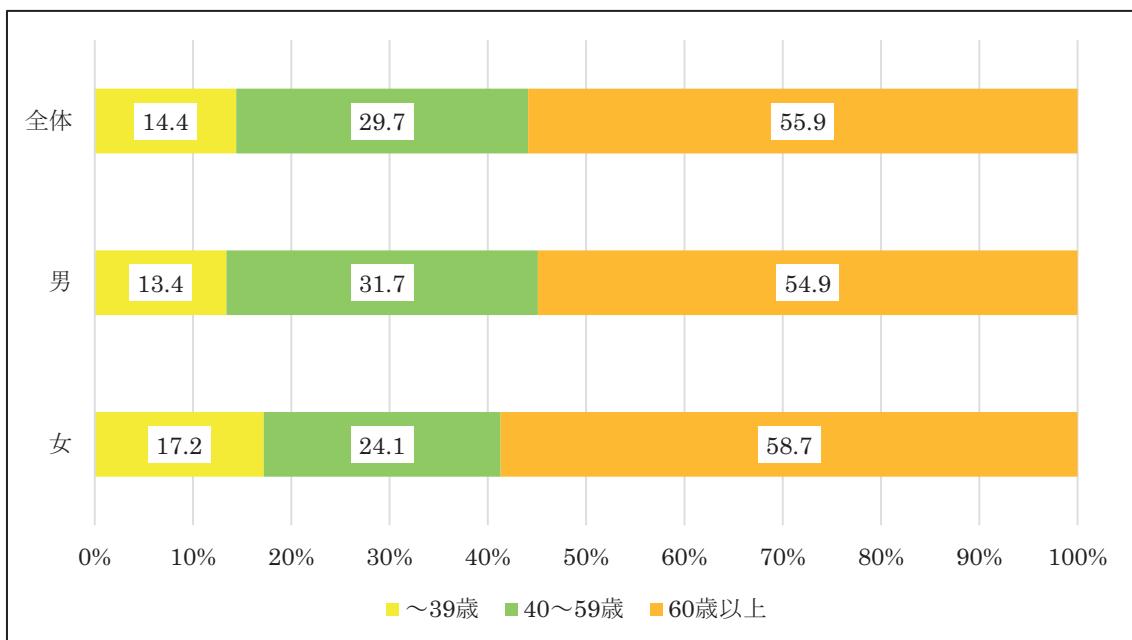
(出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料平成21～30年)

図7 自殺死亡者の年代別区分割合（愛媛県）



(出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料平成21～30年)

図8 自殺死亡者の年代別区分割合（西予市）

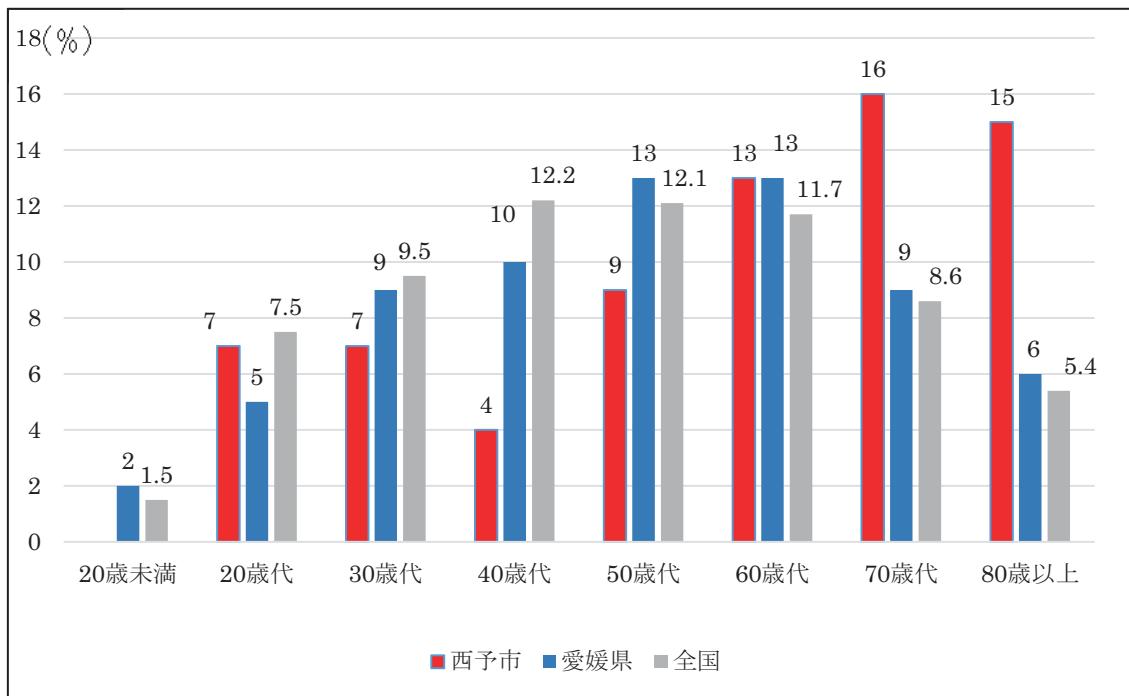


(出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料平成21～30年)

5) 年代別・性別の自殺死亡率

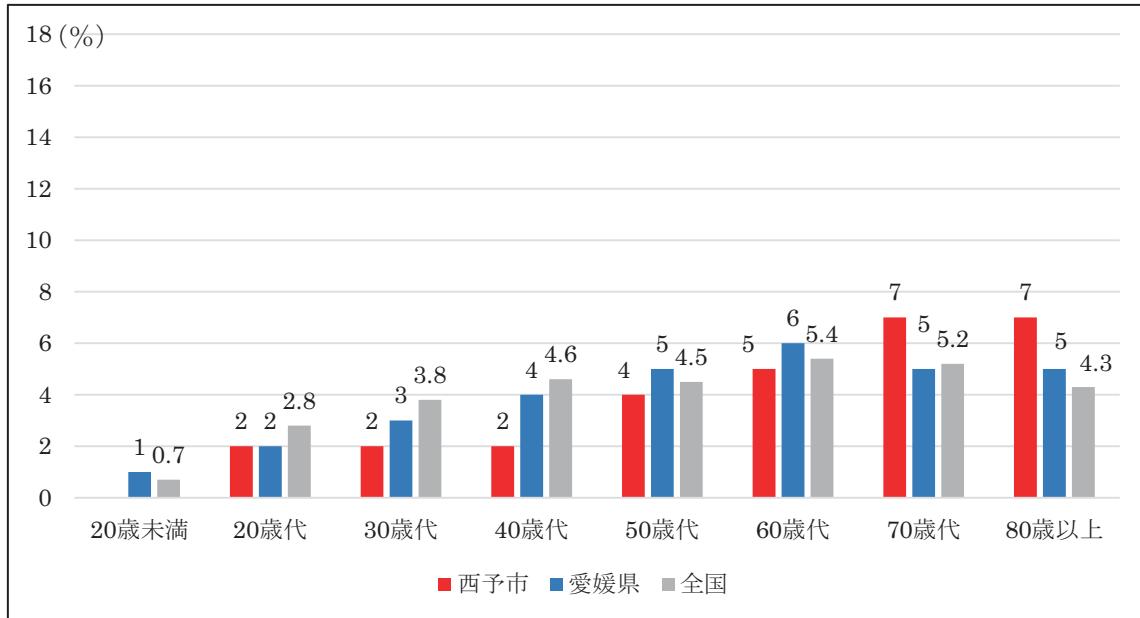
男女ともに、70歳代、80歳代が愛媛県や全国より顕著に高い状況です。

図9 自殺者（男性）の年代別割合と自殺死亡率（H24～H28）



（出典：自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロファイル 2017）

図10 自殺者（女性）の年代別割合と自殺死亡率（H24～H28）

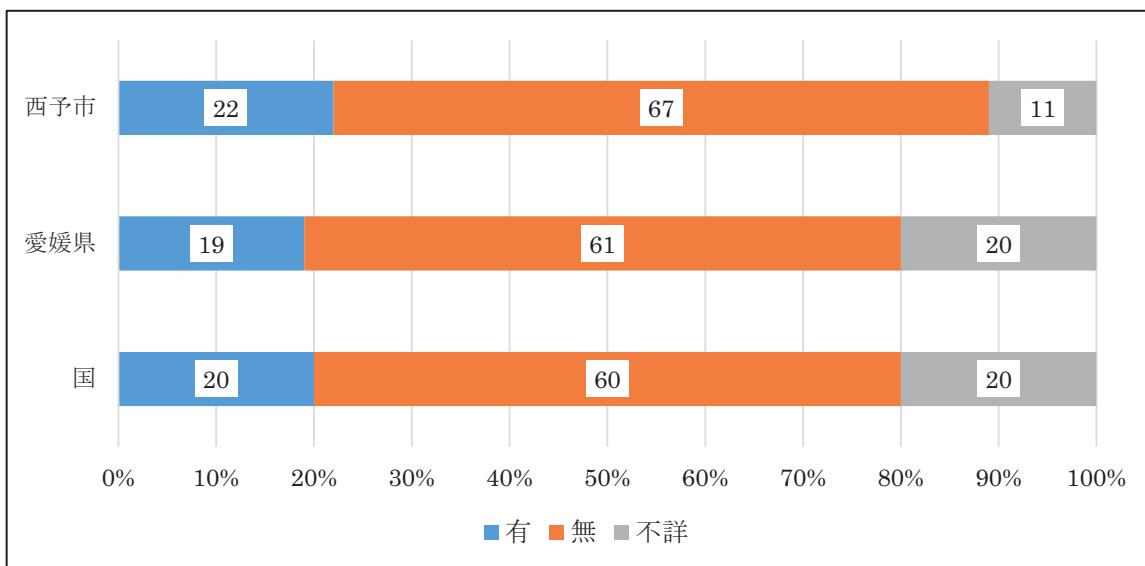


（出典：自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロファイル 2017）

6) 自殺者における未遂歴の有無

自殺者のうち自殺未遂歴のある人は 22%、未遂歴の無い人の割合は 67%となっています。

図 11 自殺者における未遂歴の有無 (H24～H28)

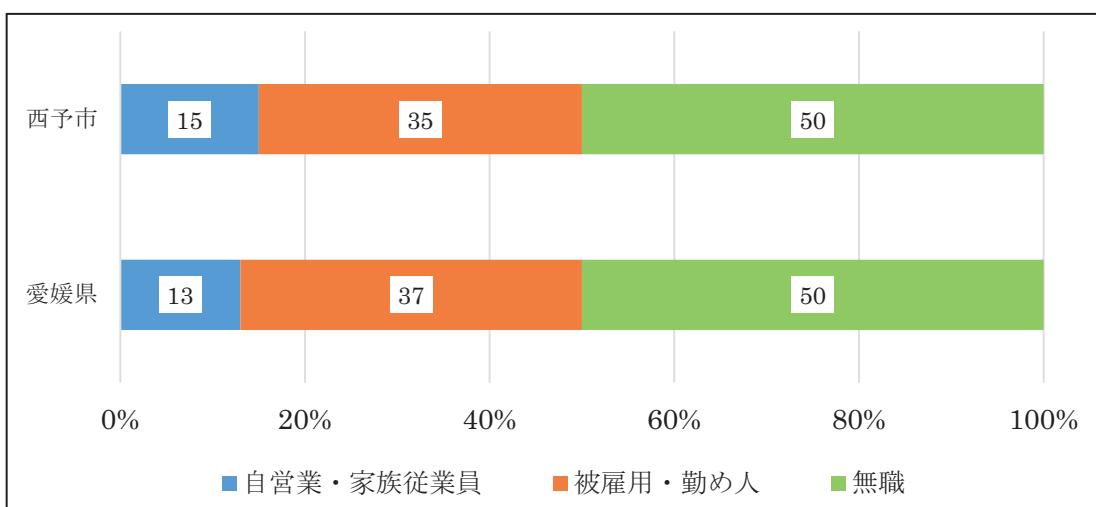


(出典：自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロファイル 2017)

7) 自殺者における有職・無職の割合

有職者と無職者の比率は、本市も県も同比率ですが、西予市は、自営業・家族従業員の割合が県よりもやや高めの状況です。

図 12 自殺者における有職・無職の割合 (H24～H28)



(出典：自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロファイル 2017)

図 13 西予市の事業所規模別事業所／従業者割合 (H26 経済センサス・基礎調査)

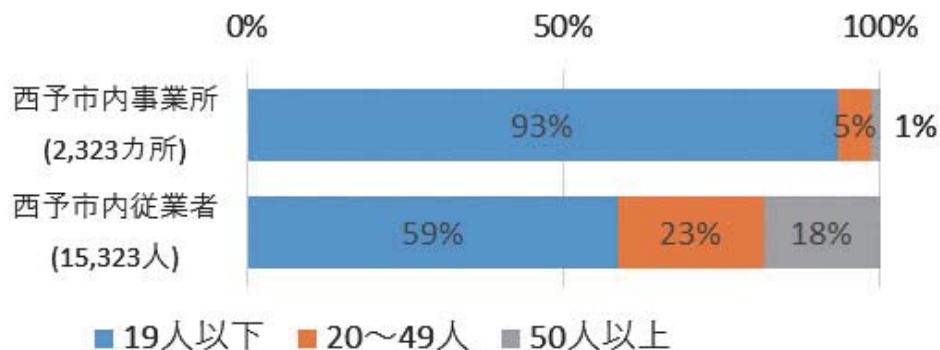


表 2 西予市の事業所規模別事業所数と従業者数

	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ
事業所数	2,323	1,511	408	242	72	49	22	9	10
従業者数	15,323	3,032	2,750	3,195	1,723	1,826	1,316	1,481	-

労働者数 50 人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。自殺対策の推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけがのぞまれます。

（出典：自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロファイル 2017）

3 西予市の自殺の特徴

図 14 地域の自殺の概要（グラフ）（特別集計（自殺日・住居地、H24～28 合計）

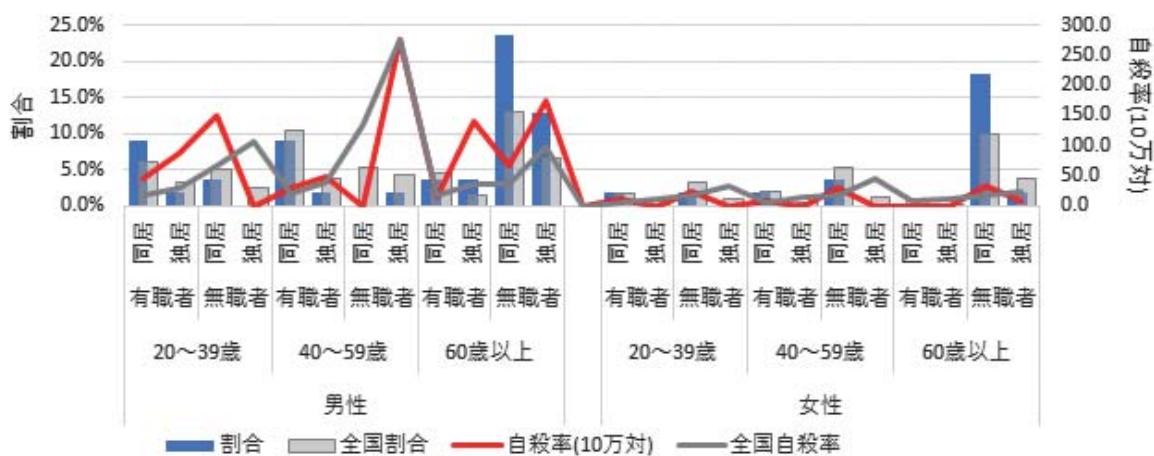


表3 地域の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、H24～28合計）

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位：男性 60歳以上無職同居	13	23.6%	65.7	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位：女性 60歳以上無職同居	10	18.2%	31.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位：男性 60歳以上無職独居	7	12.7%	175.5	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位：男性 20～39歳有職同居	5	9.1%	46.3	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業）→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
5位：男性 40～59歳有職同居	5	9.1%	29.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

*自殺率の母数（人口）は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にした（詳細は付表の参考表1参照）。

（出典：自殺総合対策推進センター地域自殺実態プロファイル2017）

以上のデータや自殺実態プロファイルの属性情報から、本市における重点施策として「高齢者」「生活困窮者」「勤務経営問題」に対する課題が挙げられました。

第3章 西予市の自殺対策及びこころの健康に関するこれまでの取組

表4 西予市の自殺対策及びこころの健康に関するライフステージごとの取組

	妊娠期	乳幼児期	学童・思春期	青壮年期～中年期	高齢期
保健事業	妊娠届出時アンケート	健診・相談でのアンケート ・4か月児 ・10か月児 ・1歳6か月児 ・3歳児		H20～うつ病スクリーニング (心の健康調査) H27～全地区(50・70歳対象)	
		H28～こころの発達のしくみ周知		H21 商工会メンタルヘルス講座 H23～ゲートキーパー研修 (民生児童委員・市職員・ケアマネージャー・ヘルパー等)	
				H17～精神保健相談	
				H27～酒害相談	
				講師や保健師によるこころの健康教育(行政区・保健推進員・高齢者サロン・食生活改善推進員・民生児童委員等)	
				H18～26 こころの健康講演会(全8回)	
				広報・ホームページ・リーフレット・チラシ等による知識の普及・啓発	
				家庭訪問や相談	

【妊娠期】

- 妊娠届出時アンケート：妊娠を知った時の気持ち、不安や悩みを相談できる人がいるか、うつ症状がないか、現在悩みや不安はあるかの問診をし、対応しています。

【乳幼児期】

- 4か月児健診・10か月児相談・1歳6か月児健診・3歳児健診アンケート：育児仲間はいるか、育児は楽しいか、心配や不安なことはあるか、相談相手がいるか、お母さんの身体や気持ちの状態について問診し、対応しています。
- こころの発達のしくみ：乳幼児健診や相談時に、こころの発達のための大切な経験(発達課題)や関わりのポイントについて周知しています。

【学童・思春期】

- ・こころの発達のしくみ：各学校保健委員会等で、こころの発達のための大切な経験（発達課題）や関わりのポイントについて周知しています。

【青壯年期～中年期】

- ・うつ病スクリーニング（心の健康調査）：年度末年齢 50 歳の方を対象に実施し、陽性者について電話・訪問相談で対応しています。

【高齢期】

- ・うつ病スクリーニング（心の健康調査）：年度末年齢 70 歳の方を対象に実施し、陽性者について電話・訪問相談で対応しています。必要があれば担当ケアマネージャーにつなぎ、連携して対応しています。

【青壯年期～中年期】【高齢期】

- ・ゲートキーパー研修：これまで民生児童委員・市職員・ケアマネージャー・ヘルパー等を対象に実施しています。

【全てのライフステージにおいて】

- ・精神保健相談：職場や家庭、人間関係などさまざまなこころの悩みや不安に精神科医師や保健師が相談に応じています。
- ・酒害相談：アルコールに関する相談に専門の相談員や保健師が応じています。

【作成したリーフレット】

- ・うつ病予防リーフレット（H28～）
- ・こころの健康づくり啓発リーフレット（H22 地域自殺対策緊急強化事業）
- ・こころの健康づくり啓発リーフレット Vol. 2（H26 地域自殺対策緊急強化事業）

【協力機関・講師】

- ・青森県立保健大学 大山博史教授、坂下智恵助教授（自殺者の地区分析、うつ病スクリーニング、こころの健康講演会）

第4章　自殺対策における取組

1　基本方針

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市においては、以下の5つを「自殺対策の基本方針」として掲げています。

1. 「生きることの包括的な支援」として推進
2. 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
3. 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動
4. 実践と啓発を両輪として推進
5. 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

1) 「生きることの包括的な支援」として推進

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組だけでなく、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

生きることの促進要因 < 生きることの阻害要因 ⇒ 自殺リスクの高まり
(自殺に対する保護要因) (自殺のリスク要因)

2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健の視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実現するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連分野においても同様の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、こうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

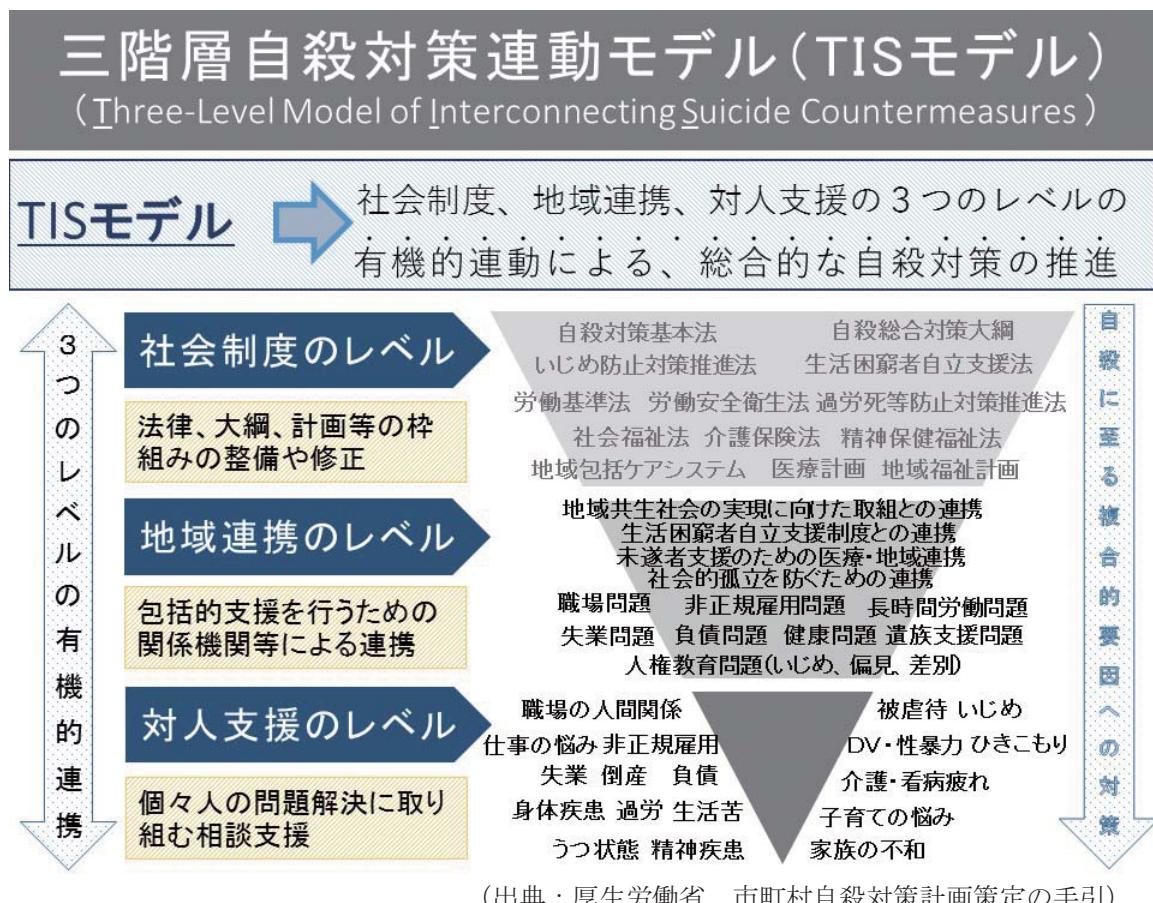
特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性

を高めて、誰もが適切な精神保健医療サービスを受けられるようにすることが重要です。

3) 対応のレベルと段階に応じた、さまざまな施策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方法で「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進していくことが重要です。

図15 三階層自殺対策運動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、こうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識になるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

5) 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない西予市」を実現するためには、本市だけでなく、国や県、他の市町、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していくことが必要です。そのためには、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

図16 自殺総合対策大綱（概要）

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

➤ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

➤ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
➤ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだ続いている
➤ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第5 自殺対策の数値目標

➤ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

（出典：厚生労働省 市町村自殺対策計画策定の手引）

2 施策体系

本市の自殺対策は、大きく2つの施策で構成されています。

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、本市の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、保健分野に限らず、庁内の多様な既存事業や地域の資源をいかし「生きることを支える取り組み」と位置づけ、より包括的・全庁的に自殺予防対策を推進していきます。

【体系図】

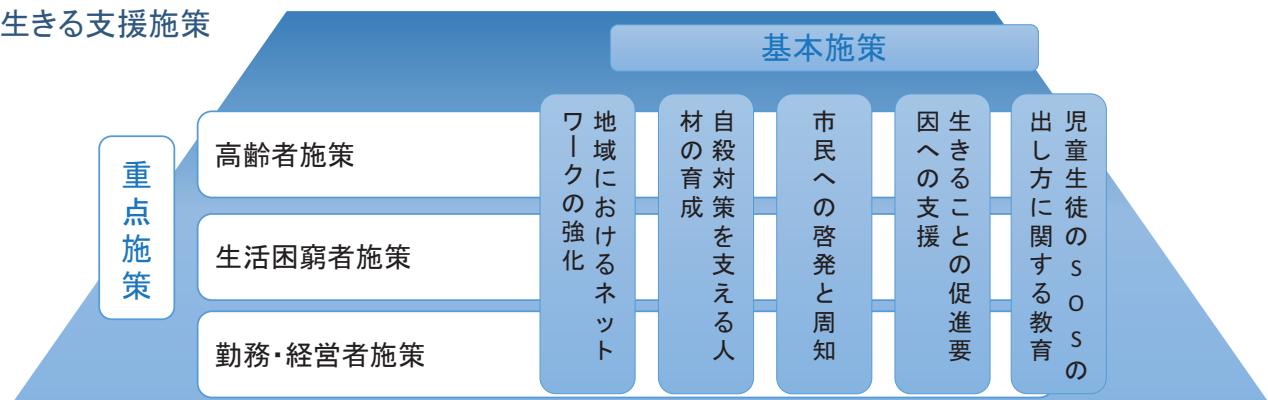
基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない西予市

基本方針

- 1.「生きることの包括的な支援」として推進
- 2.関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 3.対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動
- 4.実践と啓発を両輪として推進
- 5.関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

生きる支援施策



3 5つの基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化

地域におけるネットワークの強化は、本市の自殺対策を推進する上で最も基礎となる取組です。

本市の関係各課や既存の連絡会議、関係団体と連携して自殺対策に関連付け、総合的かつ効率的に「誰も自殺に追い込まれることのない西予市」の基盤づくりを推進します。

【具体的な施策】

事業名	事業内容	担当部署等
自殺対策推進協議会	関係機関及び関係団体等が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策の推進と自殺対策計画の評価を行う。	健康づくり 推進課
自殺対策推進庁内幹事会 自殺対策庁内ワーキング	庁内の部署が横断的に連携し、自殺対策の推進を行う。	健康づくり 推進課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童生徒の実態把握、関係機関等との情報交換や援助について協議する。	子育て支援課
青少年育成協議会	学校と地域団体の連携により様々な課題を抱えた子ども達に対し、関係機関等とのネットワークを活用し課題解決への対応を図る。	生涯学習課
地域ケア会議	地域の関係機関や関係者が、高齢者の個別への支援内容を検討し、課題解決を支援するとともに地域包括支援ネットワークを構築する。	長寿介護課
地域自殺対策検討連絡会	管内の自殺対策が総合的かつ効果的に推進されるために、自殺対策機関及び団体等との連携を強化し、支援体制の構築を図る。	八幡浜 保健所

地域自殺対策検討連絡会ワーキング部会	地域の自殺対策の実務者により、管内の自殺未遂者支援や現状等について情報交換を行い、管内での支援方法や体制整備を検討する。	八幡浜保健所
自殺未遂者相談支援	二次救急医療機関、精神科病院と連携し、自殺未遂者やその家族に対する相談支援を強化する体制づくりを行う。	八幡浜保健所
社会的ひきこもり対策 (相談機関や活動グループとの連携等)	保健・福祉・医療・教育・就労機関との連携を強化し、継続的支援を図る。また、支援者同士が支え合うことを目的とする。	八幡浜保健所

基本施策2　自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能します。周囲の人の自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談に繋ぎ、見守ることのできる「ゲートキーパー」を養成し、身近な地域で支え手となる市民や様々な関係機関の支え手を増やします。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
ゲートキーパー養成講座	市職員や各種団体の専門職や民生児童委員や精神保健ボランティアグループ等を対象に、周囲の人の自殺の危険を示すサインを逃さず、「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」の役割を担える人材育成に努める。	健康づくり 推進課
職員研修	職員向け研修において、メンタル対応等の研修の機会を設け、自殺対策の支援に努める。	総務課
心の健康教育	市民でもあり、日頃から地域の人と接する機会の多い保健推進員や民生児童委員、地区組織等を対象に自殺予防対策の視点から自分自身の心の在り方から家族や地域へ広げられる研修を開催する。	健康づくり 推進課
人材育成事業	自殺未遂者などに関わる人材を育成し、相談体制の充実と適切な支援のため、研修会を行う。	八幡浜 保健所
自殺未遂者支援事業	自殺未遂者や自殺に傾いた人らの相談に対応する者のスキルアップを図ることを目的に研修会を行う。	八幡浜 保健所

学校保健委員会	心身の健康教育をテーマに、研修や協議を行う。保護者や地域の関係機関との合意形成・共通認識を図る。	西予市養護教員部
校内研修	配慮を要する児童生徒について情報共有と校内支援体制の構築を行う。日頃の健康観察のポイントを研修し、いじめや虐待などの早期発見につなげる。	西予市養護教員部

基本施策3 市民への啓発と周知

適切な支援に繋げるためには、地域のネットワークや相談体制を市民へ周知する必要があります。また「自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こり得ること」であり、市民自らがその危機に適切に対処することができるよう自殺対策について理解を深めるための普及啓発活動を展開します。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
広報やホームページでの普及、啓発	心の健康や自殺についての正しい知識の普及や相談窓口の紹介等の必要な情報とともに知識の普及に努める。	健康づくり 推進課 まちづくり 推進課
相談窓口の周知	心の健康や悩み等に対する相談機関一覧表を市役所関係機関窓口をはじめ、福祉関係機関や医療機関に配布し、広く相談窓口を周知する。	健康づくり 推進課
各種イベントでの啓発活動	文化祭や成人式、社会教育団体のイベントなどの機会を利用して、心の健康に関心を持ってもらえるようリーフレットの配布やポスターの掲示をする。	健康づくり 推進課
普及啓発事業	関係機関・団体と連携し、自殺予防週間や自殺対策強化月間のほか、健康ひろば等において、パネル展示やリーフレットの配布	八幡浜 保健所

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことで、自殺リスクの低下につながるよう推進することが必要です。本市においても自殺対策と関連の深い分野で推進していきます。

また、大規模災害後では、体や心への深刻な影響がでることから、被災直後のみでなく、継続した心のケアや支援ができるよう関係機関と連携します。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
健康相談 訪問指導	心身の健康に関する相談や訪問を行う。	健康づくり 推進課
母子保健相談教育事業 母子保健訪問指導事業 乳幼児健診事業 妊婦健診事業	妊娠婦、乳幼児を対象に育児不安の解消、子育て支援に関する情報提供や助言指導を行う。	健康づくり 推進課
精神障害者社会復帰支援事業（デイケア） 精神障害者家族教室	精神障がいを抱える方やその家族に対し、包括的・継続的に支えていき、社会復帰に向けた支援や心の負担軽減に努める。	健康づくり 推進課
精神保健相談事業 (こころの悩み相談・お酒の悩み相談)	精神科医師、相談員、保健師等が相談を行いそれぞれの悩みの軽減を図り、本人及び家族の心の回復につなげる。	健康づくり 推進課
精神保健訪問事業	精神障がいや悩みを抱える方及びその家族に対し訪問による個別支援を行う。	健康づくり 推進課
保育所・幼稚園管理運営事業	保育園や幼稚園等による保育や育児相談を行う。	子育て支援 課

子育て支援センター事業	子育て中の親子の交流を促進する場所を提供することで支援機能の充実を図る。	子育て支援課
児童虐待関係事業	児童虐待防止対策の充実を図る。保護者への支援を通じて、問題の深刻化を防ぐ。	子育て支援課
総合相談事業	相談訪問教育にて総合的に高齢者を支援する。(地域包括支援センター委託)	長寿介護課
一般介護予防事業 普及啓発事業 活動支援事業 等	各種専門職のスタッフが、事業を通じて高齢者が抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等対応する。	長寿介護課
生活支援体制整備事業	閉じこもり予防・うつ予防の視点で、地域の居場所や支え合いの仕組みを作り、地域で生活するための支援体制を構築する。(西予市社会福祉協議会委託)	長寿介護課
民生児童委員活動推進事業	民生・児童委員による地域の相談支援を実施し、問題を抱えている人には適切な相談機関へつなげる。	福祉課
生活保護施行事業 生活保護扶助事業	生活保護利用者への各種相談や支援の提供、扶養受給等の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援につなげる。	福祉課
相談員設置事業	学校教育において教育相談員を設置し、児童と生徒その保護者及び教職員に対する活動支援を行う。学校以外の場で専門的な相談ができる体制を整える。	学校教育課
院内相談・支援体制構築事業	自殺未遂者の再発防止のために、院内の相談支援体制を構築するよう努める。	西予市民病院 野村病院

消防職員教育研修事業	自殺未遂者及び自死遺族等への対応研修を行うことにより自殺リスクの軽減に努める。	消防総務課
農業後継者育成事業	新規就農者や生産者への継続的支援により、生きることへの包括的支援をする。	農業水産課
復興支援事業	復旧復興にあたり、一人ひとりが将来に向かって生きがいをもつことができる方策を検討する。	復興支援課
警察安全相談	市民の様々な相談に対応する 24 時間相談窓口	西予 警察署
個別相談支援	こころの病気、精神保健福祉に関する相談	八幡浜 保健所
ひきこもり対策推進事業	関係機関と連携して、ひきこもりの支援を行う。	八幡浜 保健所
健康相談・事例検討会	スクールカウンセラーやハート何でも相談員、スクールソーシャルワーカー、学校医と連携し、支援の必要な児童生徒の早期発見・早期対応に繋げる。	西予市養護 教員部
ボランティア活動支援	ボランティア活動の支援 ・災害ボランティア活動に関する研究と啓発 ・福祉教育の推進や各種ボランティア講座、研修会の開催	西予市社会 福祉協議会

基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

自分自身がかけがえの無い大切な存在であることに気づき、社会において直面する様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）や心の健康の保持に係る教育を推進します。また、児童生徒らのSOSに気づき適切な対応がとれるよう保護者への普及活動を行います。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
児童生徒のSOSの出し方に関する教育 生命尊重に関する教育	各学校や地域の実情を踏まえつつ、各教科等の授業の一環として、困難な事態、強い心理負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育「SOSの出し方」に関する教育を行う。	小学校 中学校 西予市養護教員部
相談員設置事業	「いじめ」「不登校」の早期発見、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの活用など多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。心身両面からの支援を行う。	学校教育課
家庭教育支援事業	図書交流施設「まなびあん」で、定例相談をするほか、子育てに関する悩み（長期欠席等）をテーマとした学習会、グループワークを実施する。様々な課題を抱えた子どもたちの保護者が具体的なかかわり方を身に付け、適切な対応ができるよう支援する。	生涯学習課
放課後子どもプラン事業	放課後の子どもたちの安全な居場所を作り様々な体験活動を行う。 子どもたちの生きる力を養う体験活動や、関わるスタッフ（大人）のやりがいにつながる活動を実施する。	生涯学習課

若年層対策事業	小中学校におけるSOSの出し方に関する教育の実態調査と課題抽出及び受け止め方に関する研修を開催する。	八幡浜保健所
早期発見・対応に向けた取組	<p>① 日常における相談活動 ② 保健室における相談活動 ③ 校内研修</p> <p>相談活動や生活アンケートを基に、配慮を要する児童生徒について、情報共有と校内体制づくりを行う。</p>	西予市養護教員部

4 重点施策

重点施策 1 高齢者対策

自殺死亡者の年代別区分割合（地域自殺実態プロファイル）を見ると、60歳代以降の自殺者数の割合は全体の63.6%を占め、愛媛県の43.6%と比較しても高い状況です。

高齢期の自殺要因については、加齢による病気や生活苦が窺われること、社会的役割の喪失や孤独感、親しい人との死別や離別、介護疲れによるうつ病の問題等、高齢者特有の課題があることを踏まえ、高齢者や支える家族や介護者に対する支援を推進します。

さらに、高齢者一人ひとりの生きがいづくりと役割を実感することのできる地域づくりと高齢者への支援を推進していきます。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
介護予防ケアマネジメント事業	要支援1.2及び事業対象者に対する生活身体状況のアセスメントや総合的な相談支援の実施については、健康づくり推進課と連携してゲートキーパー的役割を果たしている。	長寿介護課 健康づくり推進課 地域包括支援センター
権利擁護事業	高齢者の権利を擁護するための事業で、経済的・社会的に問題がある高齢者へのアプローチ等を実施。社会福祉士が虐待対応を含めて生きる支援を実施している。	長寿介護課 地域包括支援センター
認知症総合支援事業	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もあるため、認知症の色々なレベルや課題ごとにシームレスに支援できる仕組みをつくる。	長寿介護課 地域包括支援センター
趣旨普及事業	西予市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を広く周知するため、パンフレットを作成し、市内全戸配布する。パンフレット改訂時は、生きる支援に関する相談窓口の一覧	長寿介護課

	情報を加えることで、住民に対する相談機関の周知を図る。	
一般介護予防事業	各種専門職のスタッフが、事業を通じて高齢者が抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等、対応する。	長寿介護課
小地域活動の活動に関する地域福祉事業	高齢者が気軽に参加でき、交流の場をつくることで、閉じこもりを予防し、介護予防や健康の保持増進の場となる「ふれあい」「いきいきサロン」事業の推進と充実をはかる。	西予市社会福祉協議会

重点施策2 生活困窮者対策

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、一般的に生活困窮に陥る背景には、労働、多重債務、介護、精神疾患、依存症、障害、介護等の多様かつ広範囲な問題を複合的に抱える事が多く、地域からも孤立する傾向にあります。効果的な生活困窮者対策が「生きる事の包括的な支援」としての自殺対策にもなり得ます。

生活困窮の状態にある者や、なる可能性のある者が自殺に追い込まれないように、生活困窮者自立支援制度の自立支援相談等と連動し、関係機関と連携し支援を行います。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントの実施、プラン作成による支援の提供と関係機関とのネットワークづくりや社会資源の開発を行う。 「生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業」では、子どもの学習支援を通じて家庭支援を行う。	福祉課
生活保護施行事業	生活保護利用者（受給者）への各種相談や支援の提供（就労支援・医療ケア相談・高齢者支援） 生活保護扶助事業（法定受託事務）では扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげる（生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助）	福祉課
準要保護児童・生徒負担金事業	経済的に就学が困難と認められる児童や生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の支給を行い、教育機会の均等を図る。	学校教育課

消費生活事業	消費生活に関する事業費。 相談をきっかけに、抱えている他の課題等も把握・対応関連窓口につなぐことで、包括的な問題の解決に向けた支援をする。	経済振興課
保険料等の滞納者に対して	国民年金事業、後期高齢者医療保険料徴収事業、保育料徴収事業、水道料金、公営住宅使用料、介護保険料等の滞納者に対しては、生活困窮者の可能性もある為、督促業務等において、適切な支援ができるよう関係機関につなげる。	市民課 子育て支援課 上下水道課 建設課 税務課 長寿介護課
生活保護受給者等就労自立促進事業	生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者、自立相談支援事業の対象者、生活保護の相談段階の者への就労支援	ハローワーク 福祉課
生活支援・相談活動	民生委員をはじめ関係諸機関と協働し、生活困窮者の生活課題に対応する。 ・心配ごと相談 ・生活福祉資金貸付事業の実施 ・生活困窮者自立制度における福祉総合センターとの連携等	西予市社会福祉協議会
法人後見事業	・成年後見人後見業務の実施 ・法人後見運営委員会の運営 ・法テラス、関係機関との連携等	西予市社会福祉協議会

重点施策3 勤務・経営者対策

有職者の自殺死亡率は全体の約1/3で県とほぼ同じ割合ですが、有職者の中では被雇用者が2/3、自営業・家族従業者が1/3あり（県及び国は1/4）、自営業・家族従業者が高い傾向にあります。

勤務・経営対策は、勤務環境や労働環境の多様化に対応できるよう、単に職域での対策だけでなく、行政や地域の関係団体との連携が重要で、地域での周知啓発をはじめとして自殺対策をする必要があります。

【具体的施策】

事業名	事業内容	担当部署等
精神保健事業	健康教育：広報やホームページ等において事業周知時にこころの健康づくりについても普及啓発を行う。 精神保健相談、訪問：精神相談及び酒害相談では、精神科医師・相談員・保健師等が相談を行い、それぞれの悩みの軽減を図り、本人及び家族の心の健康の回復につなげる。また、必要に応じて医療や関係機関等につなげる。 壮年期のうつ病スクリーニングを実施する。	健康づくり 推進課
雇用創造推進事業	西予市内の雇用情勢を改善するために、合同就職面接会の開催や雇用の推進に特化したホームページの運営等により、雇用の拡大と安定に資する支援をする。セミナー等で心の健康や自殺対策、相談窓口などについて情報提供する。	経済振興課
農業後継者育成事業	新規就農者や生産者等への継続的支援により、生きることへの包括的支援とする。就農者への個別訪問により、精神保健健康や相談窓口などについて情報提供する。また、リスクの高い対象者から相談を受けた場合には、適切な相談機関につなげる。	農業水産課

森林整備担い手確保育成対策事業	<p>森林組合と県認定林業事業体に林業従事者の労働安全衛生の充実、技術及び技能の向上、福利厚生の充実を図るために補助金を交付し、負担軽減対策を講じることで、林業事業体の体制強化を促進する。</p> <p>市内林業関係各事業体にポスター等を配布することで、従業員の心の健康や自殺対策、相談窓口などについて情報提供できる。</p>	林業課
職業相談	働く希望を持つ若者、女性、高齢者、障がい者等全ての方の就労に関する相談支援を実施。	ハローワーク
就労相談支援	働く意欲をもつ障がいのある方のサポート（就労支援・生活支援・家庭サポート・関係機関との調整・各種助成や制度の情報提供等）をする。	ねっと work ジョイ

第5章 評価指標

1 基本施策

評価項目	現状値（平成30年度）	目標値（令和5年度）	主な施策分野※1
自殺対策推進庁内幹事会 自殺対策推進協議会 自殺対策庁内ワーキング	各1回／年	各1回以上／年	基1
要保護児童対策地域協議会 青少年育成協議会 地域ケア会議 等	要保護児童対策地域協議会 ・代表者会1回／年 ・実務者会2回／年 ・ケース会議16回／年 青少年育成協議会 3回／年 地域ケア会議 48回／年	要保護児童対策地域協議会 ・代表者会1回／年 ・実務者会4回／年 ・ケース会議16回／年 青少年育成協議会 3回／年 地域ケア会議 48回／年	基1
ゲートキーパー養成講座	対象：介護福祉従事者等 1回／年	対象：西予市職員（窓口業務等で市民と接する機会の多い担当者）・民生児童委員・市民等 3回以上／年	基2
心の健康教育	対象：民生児童委員・保健推進員・高齢者サロン等市民 9回／年 延391人	対象：民生児童委員・保健推進員・高齢者サロン等市民 10回以上／年 延300人以上	基2 基3
広報誌やホームページ等を活用した普及啓発	2回／年	2回以上／年	基3
心の健康相談日や相談機関（窓口）一覧表の作成および周知配布・設置	設置場所： ・健康づくり推進課 ・西予市立病院 ・地域ささえあいセンター 周知方法：チラシ ・クラウドシステム kintone	周知場所：増やす ・市機関（庁舎・公民館等各窓口・公用バス内等） ・市内医療機関等 ・福祉施設 ・各会議等	基3 基4

各種イベントでの普及啓発	—	1回以上／年 ・イベント時チラシ配布	基3
大規模災害発生時と発生後の被災者支援	健康づくり推進課、社会福祉協議会、地域包括支援センター、地域きさえあいセンター、県（D P A T ・ こころのケアチーム・ こころの保健室）による訪問相談者数 約 1,800 人（被災直後含む） 被災者相談窓口 458 人	・大規模発生時は、関係機関と協力し隨時迅速対応 ・被災者支援の継続	基4
児童生徒の SOS の出し方に関する教育の実施	市内の小学校 12 校／12 校 市内の中学校 5 校／5 校	各学校年 1 回	基5

※1

基1 :【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

基2 :【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

基3 :【基本施策3】市民への啓発と周知

基4 :【基本施策4】生きることの促進要因への支援

基5 :【基本施策5】児童生徒の SOS の出し方に関する教育

2 重点施策

評価項目	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 5 年度）	主な施策分野※2
高齢者うつ病スクリーニング	介護保険申請・更新・変更時及び必要と判断した時実施 約 800 人実施中早期介入必要者数 8 人中 8 人に介入（介入率 100%）	随時実施し、早期介入を継続する（介入率 100%）	重 1
70 歳の「心の健康調査」	1 回／年 対象 814 人中 566 人実施（実施率 69.5%） 二次スクリーニング対象者 62 人中実施者数 59 人（実施率 95.2%）	1 回／年 対象の 6 割以上の実施率 二次スクリーニング実施率 95%以上	重 1
高齢者の各種講座や健康教室・生きがいづくりの場	高齢者サロン数 129 か所 高齢者健康教室 行政介入回数：延 387 回 (参加延人数：5,119 人) 公民館高齢者事業 83 回	増加 (前年度比 95%以上で維持とみなす) ※行政介入は、包括介入も含む。	重 1
生活保護相談 生活困窮者相談 等 各種相談	必要な支援制度を利用し、さらに関係機関と連携し支援をする	相談を通して関係機関で連携をとり、対象者への適切な対応をする	重 2
税金、保険料、水道料、保育料等の滞納者で問題を抱える可能性のある方への支援	—	自殺リスクにつながりかねない人を必要な支援につなげた件数を増やす	重 2
働く世代への普及啓発 職域のメンタルヘルス教育	対象：市役所職員 1 回／年 57 人 職域 —	対象：市役所職員 継続実施 1 回以上／年 職域での回数を増やす	重 3

50歳の「心の健康調査」	1回／年 対象 387人中 238人実施 (61.5%) 二次スクリーニング対象者 37人中実施者数 35人 (実施率 94.6%)	1回／年 対象の6割以上の実施率 二次スクリーニング実施率 95%以上	重3
--------------	--	---	----

※2

重1 :【重点施策1】高齢者対策

重2 :【重点施策2】生活困窮者対策

重3 :【重点施策3】勤務・経営者対策

第6章 生きる支援関連施策

所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	ネットワークの強化	人材育成	啓発周知	生きる支援	子どもSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
総務課	職員研修事業	職員向けの研修を実施する。 職員向けの研修において、メンタル対応等の自殺対策の研修を設けることができる。	○	○	○					
	職場安全衛生事業	職場に備え付ける医薬品及び職員向けの心と体の健康相談の経費。 心と体の健康相談で職員自ら自殺対策に努める。			○ ○					
危機管理課	危機管理業務事業	災害に強いまちづくり及び不測の危機への実効ある各種対策の円滑な実施を図るために、地域防災計画等の諸計画の改訂及び作成、各種会議の開催により、市としての危機対応能力を向上させる。 地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等に言及することで、危機発生時における被災者のメンタルヘルス対策を担当課と推進していく。			○					
税務課	管理収納事業	賦課した(税金を課税した)市税の滞納整理に関する業務。 税相談をはじめ、税務課へ相談・照会をされる納税者の中には、生活面で深刻な問題を抱えている場合があるため、深刻な状況を把握した場合は、適切な相談窓口につなげる。							○	
財政課 三瓶・城川・明浜・野村総務課	市役所庁舎維持管理事業	西予市役所本庁舎の維持管理を行う事業。 庁舎内において、ポスターを掲示したり、相談リーフレットを設置することにより、住民に対する啓発の機会とする。			○					
まちづくり推進課	地域公共交通確保維持改善事業 ・デマンド乗合タクシー運行事業 ・生活交通バス運行事業	外出できる交通手段を提供する。 車内において普及啓発する。			○ ○			○ ○		
男女共同政策室	男女共同参画推進事業	市民及び職員に対して男女共同参画社会に対する理解と意識の浸透を図り、男性の家事参加機会の増加や女性の就業率向上を目指す。また、県や男女共同参画センターとの連携、情報交換を密にして市内の男女共同政策の推進を図る。 男女共同参画に関する啓発イベントや講座において、自殺対策に関連する情報を取り上げたり、配布資料の中に情報を掲載したりリーフレットを入れ込んだりすることで、住民に対して啓発する。	○	○ ○ ○ ○						○
情報推進室	広報「せいよ」作成事業	広報せいよの作成、発行をする。自殺対策に関するお知らせ記事もしくは特集記事を通じて市民に啓発周知することができる。			○					
	ホームページ事業	市ホームページの管理・運用。住民が地域の情報を知る媒体であり、自殺対策の啓発として、各種事業・支援策等に関する情報提供ができる。			○					
復興支援課	復興支援事業	平成30年7月豪雨被害からの復興に向けて、西予市復興まちづくり計画に掲げる市としての基本的な姿勢、考え方及びその方向性に基づき、復興まちづくりを推進する。 復旧・復興にあたり、一人ひとりが将来に向かって生きがいをもつことができる方策を検討する。	○			○				
市民課 三瓶・城川・明浜・野村生活福祉課	住民基本台帳管理事業	住民異動の届出、住民票等の各種証明書の発行。 DV等支援措置申出(住民票及び附票の交付制限)について、申出者を関係支援機関につなぐ機会として活用できる。			○					
市民課	国民年金事業	国民年金の届出書、申請書、基礎年金請求書等の受付、相談等。 納税滞納者は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性があるため、適切な相談窓口につなげる。また、国民年金保険料の免除についての説明を行い申請につなげる。							○	
	後期高齢者医療保険料徴収事業	滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握。 保険料の滞納者は、経済的な困難を抱えていることもあり得る。納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなげる。						○ ○		
環境衛生課	ごみ収集運搬業務委託事業	高齢者等への家庭ごみの訪問収集(ふれあい収集)。 独力でのごみ出し困難な高齢者等への支援で、声かけも行っているため、孤独・孤立や認知症など様々な問題を抱える住民を関係相談窓口につなげる。	○			○		○ ○		

所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	ネットワークの強化	人材育成	啓発周知	生きる支援	子どもSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
健康づくり推進課	健康づくり推進協議会事業	保健事業の効果的な推進を図るために、保健所や医師会及び各関係団体の代表者により組織構成された協議会であり、市が取り組む重点保健活動・第2次西予市健康づくり計画2025の進捗状況等について評価・審議。提言を行う。 ・第2次健康づくり計画2025の3本柱としている一つに「生涯にわたるこころの健康づくりの推進」や精神保健事業の重点活動としている自殺対策事業があるので、課題解決のための審議や提言ができる。	○	○	○	○	○			
	保健推進員事業	保健福祉行政への要望、問題点の発見及び情報提供や希望調査等を配布し受診勧奨を行う。また研修会への参加等で知識の普及啓発を図る。 受診勧奨等を通して気になったりハイリスクの地区住民について行政等必要な機関や支援につなげることができる。	○	○	○			○	○	
	食生活改善推進事業	地域の健康づくりに貢献する食ボランティア団体の支援や育成を行う。特に地域支援事業を通じて高齢者の心の健康づくりに役立ったり、ハイリスク者の発見へと繋げることができる。	○	○	○	○			○	
	がん検診等事業	健診機関に委託し、公民館等で健康診査や各種がん検診や市民病院で個別検診を実施し、結果送付後に要精密検査者の受診確認等の支援を行う。 健康診断の機会を利用してことで、身体疾患等の悩みに関する詳しい聞き取りを行ったり、専門機関による支援につないだりするなど支援への接点となる。	○							
	保健活動研修事業	保健師・(管理)栄養士が指導に必要な知識や技術を得るために研修会に参加し、能力の向上を図り専門職としてのレベルアップを図る。心の健康や自殺対策に関する研修会に参加することで、自殺対策につながる。	○	○	○	○	○	○	○	
	健康増進事業	生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を中心に行なう。 被保護世帯の健康診査、肝炎ウイルス検査、骨粗しょう症検診、歯周病検診 ハイリスク者への保健指導(健康相談、家庭訪問)のとき、生活状況を把握するため、体重の変化、食事やアルコール、睡眠の確認等ができる。うつ病のリスクの高い人には、精神相談や医療機関受診などを勧める。	○	○		○				○
	妊婦健診事業	保健師が面談し受診票を交付する。 妊娠届出時の妊婦や家族との面談及び妊婦健診結果等妊娠経過を把握し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図る。 妊婦一般健診は県下統一内容で医療機関委託により実施し14回分を、歯科健診は市内歯科医療機関にて妊娠中1回受診分を公費負担。	○		○	○			○	
	母子保健訪問指導事業	妊産婦・乳幼児を対象に、育児不安の解消、子育て支援に関する情報提供や助言・指導を訪問にて実施し、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図る。	○		○	○				
	健康総合対策事業	市民の健康寿命の延伸を目的として第2次西予市健康づくり計画2025を策定し、妊娠期から高齢期までのライフサイクルに応じた生涯にわたる健康づくりを母子保健・老人保健・精神保健と事業毎の計画に基づき推進する。	○	○	○	○	○	○	○	○
	精神保健事業	①精神障害者社会復帰事業:精神障害を抱える方とその家族に対し、包括的・継続的に支えていき、社会復帰に向けた支援を展開する。 ②家族教室:当事者同士が交流できる場を提供することで、地域でのつながりの構築に向けた一助となり、生きることの促進要因への支援とする。 ③健康教育:広報やHP等において事業周知時にこころの健康づくりについても普及啓発を行う。 ④精神保健相談:精神相談及び酒害相談では、精神科医師・相談員・保健師等が相談を行い、それぞれの悩みの軽減を図り、本人及び家族の心の健康の回復につなげる。また、必要に応じて医療や関係機関等に繋げる。 ⑤精神訪問指導:精神障害や悩みを抱える方とその家族に対し、訪問により個別支援を行う。特に困難な方は自殺リスクが高いため、自殺防止に向けた有効な取組を行う。 ⑥自殺対策事業:精神保健事業の中でも特に自殺対策を重点とし、自殺対策強化事業(県補助)を活用して事業を展開する。 ・普及啓発事業 ・人材育成事業 ・自殺対策計画策定事業 ・うつ病スクリーニング等	○	○	○	○	○	○	○	○

所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	ネットワークの強化	人材育成	啓発周知	生きる支援	子どもSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
健康づくり推進課	母子相談教育事業	子どもの発達に関して専門家が相談に応じることで、保護者等の負担や不安感の軽減を図る。面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる。子どものこころの発達に応じた関わり方を伝え、健やかな心の発達を促す。 10か月児相談、育児相談、離乳食学級、2歳児親子教室の実施	○		○ ○			○		
	乳幼児健診事業	保護者との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応を図る。また子どものこころの発達に応じた関わり方を伝え、健やかな心の発達を促す。 ・乳幼児健康診査・かかわり相談	○		○ ○			○		
福祉課	民生児童委員活動推進事業	民生・児童委員による地域の相談・支援等を実施し、困難を抱えている人には適切な相談機関へ繋げる。 ゲートキーパー研修を受講することで、適切な支援先へ繋げることができる。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
	更生保護支援事業	地域の保護司会・更生保護女性会の健全な運営を図るために、各保護司会に対し、運営の支援をする。 ゲートキーパー研修を受講することで、適切な支援先へ繋げることができる。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					○		
	社会福祉協議会運営補助事業	地域福祉の担い手として、中心的な役割を果たすべき市社会福祉協議会に対して補助金を支給し、事業の着実な推進を支援する。顔の見える地域福祉活動の中で、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる上で、地域の最初の窓口となる。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
	障害者総合支援給付事業	事業所からのサービス利用料の請求に基づいて月ごとに支払いをする。申請、面談時に障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上の窓口となる。 介護給付費・特例介護給付費・訓練等給付費・特別給付費・相談支援給付費	○			○			○	
	特別障害者手当給付事業	重度の障害により日常生活において常時、特別な介護を必要とする在宅の障がい者及び障がい児に対し、特別児童扶養手当等の支給事務を行う。申請、面談時に障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上の最初の窓口となる。	○			○			○	
	障害者自立支援医療費給付事業	身体の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。申請、面談時に障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上の窓口となる。	○			○			○	
	地域活動支援センター事業	NPO法人「れんげ草」に委託して事業を実施しており、宇和町内と野村町内に1箇所づつ設置し事業を行っている。日々の創作活動又生産活動で、相互交流を支援する中で、障がい者の抱える様々な問題に気付き、適切な支援先につなげる。	○							
	DV関係事業	DV被害の相談があつた場合、関係機関と連携し被害者の安全の確保、各機関の紹介、問題点や今後の対策を協議する。	○			○ ○			○	
	生活保護施行事業	生活保護利用者(受給者)への各種相談や支援の提供(就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査)	○ ○		○		○ ○		○ ○	
	生活保護扶助事業(法定受託事務)	扶助受給等の機会を通じて当人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげる(生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助)	○		○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				
生涯学習課	地域福祉計画策定事業	地域福祉サービスの適切な利用の促進や社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加の促進を一体的に定める計画を策定し、地域福祉を推進する。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
	避難行動要支援者管理運営事業	要支援者(75歳以上の独居老人及び高齢者世帯、身体障害者、身体障がい者1・2級、療育手帳A保持者、精神障害者、介護保険要介護3以上、その他)のデータを年1~2回更新し、対象者の把握を行い登録を勧奨する。	○						○ ○	
	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントの実施、プラン作成による支援の提供と関係機関とのネットワークづくりや社会資源の開発を行う。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
	生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業	子どもの学習支援を通じて家庭支援を行う。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
	障がい者団体助成事業	顔の見える関係づくりの中で各家族会、団体活動の促進を図るとともに、事業の円滑な推進と安定を図る。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							

所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	ネットワークの強化	人材育成	啓発周知	生きる支援	子どもSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
福祉課	障害児通所支援給付等事業	通所支援事業所において、障害児が日常生活の基本動作の訓練等を行う、また放課後等に集団生活訓練等を行う児童福祉法に基づく給付費を支給する。申請や面談から、抱える問題に気づき、適切な支援先へと繋ぐ。 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援	○							
子育て支援課	放課後児童健全育成事業	就業等により屋間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に学童保育所で保育する。 学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多くあり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する。	○			○				
	子育て支援センター事業	事業実施地域において子育て親子の交流等を促進する場所を提供することで、子育て支援機能の充実を図り、子育て中の親の孤立感や不安感の増大等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	○		○	○	○			
	児童館管理運営事業	児童(児童福祉法上0歳～18歳未満の子ども)に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにする。 子育て中の親子が集い交流できる場を設けることで、子育ての悩み等の自殺リスクの負担軽減に寄与し、参加者の潜在的なリスクを察知し、早期に相談に繋げる。	○		○	○	○			
	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会 会員を対象にゲートキーパー研修を実施することで、子育てに関する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気づき役やつなぎ役の役割を担えるようになる。	○	○	○	○				
	子育て短期支援事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図る。	○			○				○
	保育所・幼稚園管理運営事業	公立保育園・私立保育園などによる保育・育児相談の実施。 保育士がゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	○	○	○	○	○			
	保育料徴収事業	保護者(納付義務者)へ納付書送付、口座振替処理、滞納者への催促を行い、全保護者に納付促進を図り、保育所の健全運営に寄与することができる。 保育料を滞納している保護者の中には、生活上の様々な問題を抱えている人もいるので、必要な支援につなげる。	○						○	
	児童扶養手当支給事業	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図る。 申請窓口で相談対応し、必要な場合は他機関へ繋げる。	○						○	
	母子父子家庭福祉手当支給事業 母子父子家庭小口資金貸付事業	母子父子家庭等で、18歳に達した日から高等学校を卒業するまでの間(20歳に達するまで)の生徒の就学及び養育を支援するための手当(申請者は児童扶養手当受給資格者で年金受給者を除くものである。)で、月額1万円を支給する。 西予市母子・父子家庭小口資金貸付規定に基づき、ひとり親家庭へ1回あたり5万円限度、年度内1回のみとして貸付を行う。 申請窓口で相談対応し、必要な場合は他機関へ繋げる。	○						○	
	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費の助成・医療費の助成時、当事者との直接的な接触機会がある場合には、抱える問題の早期発見と対応の場とする。	○						○	
	ひとり親自立支援事業	ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供、相談することによる精神的安定を図り、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行うため、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等への総合的な支援を行う。 扶養手当の支給機会をとらえ、必要な場合は他機関につなげる。	○		○	○			○	
	児童虐待関係事業	児童虐待防止対策の充実 子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぐ。 被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因でもあるので極めて重要。	○			○	○		○	

所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	ネットワークの強化	人材育成	啓発周知	生きる支援	子どもSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
子育て支援課	子ども・子育て会議運営事業	各子育て支援事業について、子ども・子育て会議で事業の見直しや進捗状況及び課題等について進行管理を行い、支援強化をはかる。	○	○	○	○	○		○	
長寿介護課	老人保護措置事業	老人ホームへの入所手続きをする上で、家庭での様々な問題等あれば、必要な支援先につなげる。	○			○		○	○	
	緊急通報事業	独居高齢者に対し、緊急通報装置を貸与する事で、安否確認や生活不安の軽減・解消のため相談窓口としての機能を有しているため、問題状況等あれば、必要な支援先につなげる。	○					○		
	敬老会活動支援事業	地域主催の敬老会事業に対し補助する事業。敬老会を実施または実施のための準備で地域が一つとなって練習や準備作業をすることにより、地域コミュニティの強化にもつながり、孤独死等の予防を図る。	○			○		○		
	趣旨普及事業	西予市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を広く周知するため、パンフレットを作成し、市内全戸配布する。そのパンフレットを改訂する時に、生きる支援に関連する相談窓口の一覧情報を入れ込むことで、住民に対する相談機関の周知を図る。	○		○	○		○		
	任意事業 ・介護給付等費用適正化事業 ・介護用品給付事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・認知症センター養成事業 ・介護相談員派遣事業 ・食の自立支援事業	認知症センターが、地域の見守り活動の中で、リスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる。 配食担当の職員が、対象者の中に自殺のリスクの高い高齢者がいた場合には、適切な機関へつなぐ等、気づき役、つなぎ役としての役割を担っており、高齢者の孤立防止や自殺のリスクの早期発見になる。	○	○	○	○		○	○	
	介護予防ケアマネジメント事業	要支援1,2及び事業対象者に対する生活身体状況のアセスメントや総合的な相談支援の実施については、健康づくり推進課と連携してゲートキーパー的役割を果たしている。	○	○	○	○		○	○	
	総合相談事業	地域包括支援センター一括業務委託(包括的支援事業) 相談訪問教育にて総合的に高齢者を支援する。包括職員は毎年ゲートキーパー研修を受講し、自殺予防の視点も含めて相談に対応している。	○	○	○	○		○	○	
	権利擁護事業	地域包括支援センター一括業務委託(包括的支援事業) 高齢者の権利を擁護するための事業で経済的・社会的に問題がある高齢者へのアプローチ等を実施。社会福祉士が虐待対応を含めて生きる支援を実施している。	○	○	○	○		○	○	
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援センター一括業務委託(包括的支援事業) 包括支援センターの指導のもと市内居宅支援事業所の連携、自殺予防の研修等を企画実施している。	○	○	○	○		○	○	
	一般介護予防事業 ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・介護予防活動支援事業 ・介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業	各種専門職のスタッフが、事業の対象者が抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へつなぐ等、対応する。 住民ボランティアの育成を通じて、地域全体の気づきの力を高めていくことにより、地域における気づき役となる担い手を拡充する。	○	○	○	○		○	○	
経済振興課	認知症総合支援事業	地域包括支援センター及び市認知症地域支援推進員が総合的に実施する認知症対策。 認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じたりする危険性もあるため、認知症の色々なレベルや課題ごとにシームレスに支援できる仕組みをつくる。	○	○	○	○		○		
	生活支援体制整備事業	社会福祉協議会委託事業 閉じこもり予防うつ予防の視点で、地域の居場所やささえあいのしくみを作り、地域で生活するための支援体制を構築する。	○	○	○	○		○	○	
	消費生活事業	消費生活に関する事業費。 相談をきっかけに、抱えている他の課題等も把握・対応関連窓口につなぐことで、包括的な問題の解決に向けた支援をする。			○	○		○	○	
商工会育成事業	西予市商工会が実施する経営改善指導事業・地域総合振興事業・管理事業に補助金を交付して、商工会の運営を支援する。 商工会に心の健康や自殺対策、相談窓口などについて情報提供する。			○						○

所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	ネットワークの強化	人材育成	啓発周知	生きる支援	子どもSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
経済振興課	雇用創造推進事業	西予市内の雇用情勢を改善するために、合同就職面接会の開催や雇用の推進に特化したホームページの運営等により、雇用の拡大と安定に資する支援をする。 労働者への生きることの包括的支援ともなり得る。セミナー等で心の健康や自殺対策、相談窓口などについて情報提供する。			○					○
農業水産課	農業後継者育成事業	就農意欲の喚起と就農後の定着により、安定した経営及び生活環境の維持・発展を図る。 新規就農者や生産者等への継続的支援により、生きることへの包括的支援とする。就農者への個別訪問により、心の健康や相談窓口などについて情報提供する。また、リスクの高い対象者から相談を受けた場合には、適切な相談機関につなげる。			○ ○					○
林業課	森林整備担い手確保育成対策事業	森林組合と県認定林業事業体に林業従事者の労働安全衛生の充実、技術及び技能の向上、福利厚生の充実を図る為に補助金を交付し、負担軽減対策を施す事で、林業事業体の体制強化を促進する。 市内林業関係各事業体にポスターを配布することで、従業員の心の健康や自殺対策、相談窓口などについて情報提供できる。			○					○
	林業研究グループ育成事業	市内林業研究グループに団体補助金と会員数に応じた補助金を支出し、更なる地域林業の地盤づくりの活性化を図る。 市内林業研究グループにポスターを配布することで、心の健康や自殺対策、相談窓口などについて情報提供できる。			○					
	木材まつり補助事業	年1回開催される「西予市木材まつり」に補助金を支出する。 市内市場にポスターを配布することで、従業員の心の健康や自殺対策、相談窓口などについて情報提供できる。			○					○
建設課 三瓶 城 川 明浜 野村	公営住宅管理事業	市が管理する公営住宅の施設及び入居者の管理を行う。 公営住宅の居住者や入居申込者は、低所得や障がいがあるなど、生活面で困難や問題を抱えている場合が多いため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民には、支援窓口につなげる。						○ ○		
上下水道課	農業集落排水施設維持管理事業	農業集落排水施設の安定的な運営を図るため、使用者から料金を徴収する業務。 滞納者への督促業務等において、問題を抱えて生活難に陥っている家庭に対して、適切な相談機関につなげる。						○ ○		
西予市民病院 野村病院	病院運営事業	地域住民の信頼と期待に応える地域医療の担い手として、また、地域包括ケアシステムにおける急性期医療を提供する。	○			○				
	院内相談・支援体制構築(検討)事業	自殺未遂者の再発防止のために、院内の相談支援体制を構築する。 八幡浜保健所主催の地域自殺対策ワーキング部会への出席 相談窓口カードの配布 自殺未遂・企図により搬送、入院された患者への面談、専門診療科への受診支援 保健所や市担当保健師等との連携した個別支援	○ ○ ○ ○							
医療対策室	医療対策庶務事業	西予市の医療の現状や課題等について関係者が共通認識をもち医療行政を一体的に推進する。特に、医師会と連携し情報共有する事で自殺リスクに関わる案件の発見に繋げる	○		○			○ ○ ○		
消防総務課	消防職員教育研修事業	訓練等を通じて、技術、知識の研鑽をつむことで、的確な救命処置等が行える救急救命士及び救急隊員を養成する。 自殺未遂者及び自死遺族などへの対応等研修(相談窓口カード配布等含む)を行うことにより、自殺リスクの軽減につなげる。	○ ○ ○ ○							
	消防活動業務事業	救命率の向上をはかるために資器材整備及び維持管理と医師による医学的見地からの事後検証を実施する。	○ ○							
議会事務局	議会運営事業	議員数21名定例会4回、臨時会(随時)、常任委員会(総務・厚生・産業建設)議会運営委員会の運営に関する事業。 リーフレットを窓口に設置することにより、一般の傍聴者に対して啓発する。			○					
	議会事務局庶務事業	議会事務局職員が、以下の構成団体での研修会等に参加し、円滑な議会庶務事業を実施する。 リーフレットを議員に配布することにより、議員に対して普及啓発する。			○					
教育総務課	奨学資金貸付金事業	意欲・能力があり、学費の支出が困難な学生、生徒に対し奨学資金の貸付を行う。 貸付希望者からの申請の際や、返済が滞った際に、家庭の状況など聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見や他の機関につなげて支援を行っていくことができる。				○			○	
学校教育課	児童・生徒・職員各種健康管理委託事業	学校保健安全法に基づき、児童・生徒と職員の健康の保持と増進を図るため、専門の検診機関による健康診断を行う。 学校医、学校歯科医、検査機関による健康診断を実施し、教育活動全体を通じて児童や職員の健康の保持増進を図る。	○							

所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	ネットワークの強化	人材育成	啓発周知	生きる支援	子どもSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
学校教育課	準要保護児童・生徒負担金事業	経済的に就学が困難と認められる児童や生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等の支給を行い、教育機会の均等を図る。 費用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見の機会になる。				○			○	
	小学校・中学校特別支援教育負担金事業	特別支援学級に在籍する児童及び生徒を対象にその保護者の経済的負担の軽減と特別支援教育の普及奨励を目的に、要綱に基づき扶助費として支給する。 特別な支援を要する児童及び生徒及びその保護者は、学校生活上で様々な困難や悩みを抱えている可能性が想定される。				○			○	
	相談員設置事業 ・小学校教育相談員設置事業 ・中学校教育相談員設置事業 ・電話教育相談員設置事業	学校教育において教育相談員(経験豊富な人材、スクールソーシャルワーカー等)として配置し、児童と生徒とその保護者及び教職員に対する相談活動を行う。また、学校以外の場で専門の相談ができる機会を提供し、相談しやすい体制をつくる。 「いじめ」「不登校」の早期発見、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけや関係機関等とのネットワークを活用など多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。早期解決に向けて、子どもたちが、明るく楽しい学校生活が送れるように支援を行う。	○		○	○	○			
	地域子ども学び場事業	地域指導者による土曜日の学習指導。児童生徒一人ひとりが、目標を持って意欲的に学力の向上を目指すとする取組をサポートする。 地域でサポートし、一人ひとりが目標を持って意欲的に学習に取り組む習慣の確立。学校・家庭・地域が連携して子どもを見守る。	○		○	○	○			
小学校・中学校	児童・生徒のSOSの出し方に関する教育	困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付けるための教育「SOSの出し方に関する教育」を実施する。	○		○	○	○			
生涯学習課	成人式開催事業	成人者への自殺対策に対する無料パンフレットの配布等により普及啓発することができる。			○					
	社会教育団体育成事業	社会教育団体への活動補助金事業。 婦人会、PTA、青年団等の団体等があり、自殺対策関連のセミナーや研修会、相談先の窓口を情報提供し、普及啓発することができる。保護者、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。	○	○	○					
	人権のつどい事業	人権のつどいを開催する(旧町単位で毎年実施) 参加者が人権問題について様々な観点から考え、豊かな人権意識を高めるための機会を提供し人権問題の解決を目指す。そういうつどいの開催を通じて、自殺予防対策を啓発する機会とする。			○					
	市青少年育成協議会事業	学校と地域団体とのさらなる連携強化を図り、さまざまな課題を抱えた子どもたちに対し、関係機関等とのネットワークを活用など多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。 西予市いじめ問題対策協議会も西予市青少年育成協議会に設置されている。	○			○	○			
	放課後子どもプラン事業	放課後に子どもたちの安全な居場所を作り様々な体験活動を行う。 子どもたちの生きる力を養う体験活動や、関わるスタッフ(大人)のやりがいにつながる活動を実施する。				○	○			
	家庭教育支援事業	「まなびあん」にて定例相談をするほか、子育てに関する悩み(長期欠席等)をテーマとした学習会、グループワークを実施する。さまざまな課題を抱えた子どもたちをもつ保護者が具体的なかかわり方を身に付け、適切ができるよう支援する。		○	○	○				
生涯学習課	人権教育推進事業	明浜・宇和・野村・城川・三瓶地区別人権・同和教育学習会、校区別人権・同和教育学習会を実施する。 各種研究大会等へ参加する。 地区別や校区別学習会や研究大会等で様々な人権問題について学習し、人権意識を高め、差別や偏見のない社会を目指す。そういう人権学習会を通じて、自殺予防対策を啓発する機会とする。		○	○					
西予市図書交流館	・市民図書館管理運営事業 ・ブックスタート事業	本の配布や推薦図書の紹介・読み聞かせの事業を通じ、「命」についても取り上げることで、自分や家族や友達といった人間関係を築き、心の健康や自己肯定感が持つことができる支援を行うことができる。			○					

所属名称	事業名称	事業概要と自殺対策への視点	ネットワークの強化	人材育成	啓発周知	生きる支援	子どもSOS	高齢者	生活困窮者	勤務・経営
スポーツ・文化課	総合スポーツクラブ補助事業	子どもから一般市民を対象とし、スポーツに親しみ、活動に参画する機会を提供する。 様々なスポーツやレクリエーションがありイベントに参加、又スタッフとして参加することで生きがいづくり、お世話することで役立っていることを実感することで自殺対策につなげることができる。また、自殺予防関連の情報提供を行う。			○	○				
	いきいきスポーツ振興事業	健康づくり対策事業、医療費削減と介護予防に取り組む。 様々なスポーツやレクリエーションがありイベントに参加、又スタッフとして参加することで生きがいづくり、お世話することで役立っていることを実感することで自殺対策につなげることができる。また、自殺予防関連の情報提供を行う。			○	○				
	文化振興事業	産業文化祭の開催。 地域の事業に参加することで生きがいづくり、又スタッフとしてお世話することで役立っていることを実感することで自殺対策につなげることができる。また、自殺予防関連の展示による普及啓発を行う。			○					

第7章 自殺対策の推進体制

1 計画の推進体制

1) 西予市自殺対策推進協議会

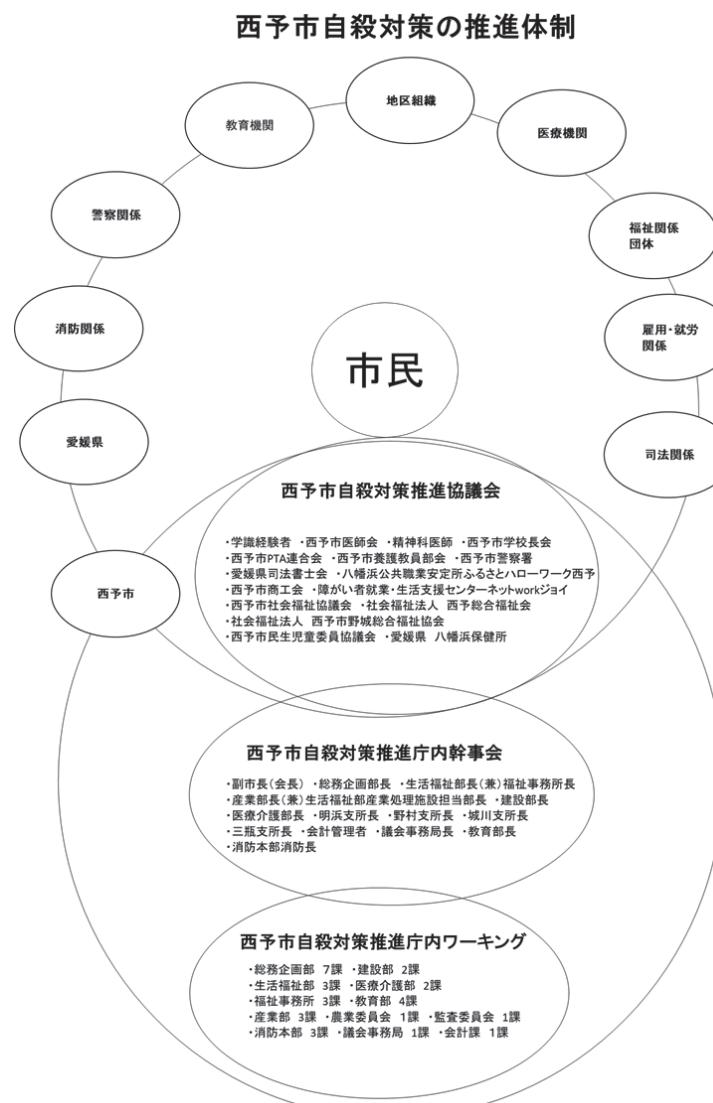
自殺対策を地域全体で取り組むために、行政、医療、教育、福祉、司法、労働、経済、有識者及び市民等で構成する協議会を設置し、地域におけるネットワークの強化をはかり専門的な意見や情報を取り入れ、自殺対策の推進を図ります。

2) 西予市自殺対策庁内幹事会

行政トップが責任者となり、西予市における自殺の現状や対策に関する正しい知識を習得することで、庁内の横断的な取組をし、西予市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。

3) 西予市自殺対策推進ワーキング

西予市の市民サービスを行う課等を中心に、各課の相談窓口等で情報共有を図り庁内ネットワークを構築する等、自殺対策に関する施策を具体的に推進します。



2 計画の周知

本計画を推進していくために、広報やホームページ、健康づくりの各種事業やイベント等の機会を通じて、市民に計画内容の周知を行います。また、市民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、できることから取組を行えるように支援します。

3 進行管理

計画の着実な推進を図るために、施策の実施状況や評価目標の達成状況を「西予市自殺対策庁内幹事会」及び「西予市自殺対策推進協議会」に報告し、計画・実行・評価・見直しを行っていきます。

第8章 参考資料

1 自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)

目次

- ・第一章 総則(第一条—第十二条)
- ・第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等(第十三条—第十四条)
- ・第三章 基本的施策(第十五条—第二十二条)
- ・第四章 自殺総合対策会議等(第二十三条—第二十五条)
- ・附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指してこれに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わつた後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うもの

とする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校を除く。）、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不當に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医

師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

2 西予市自殺対策推進協議会設置要綱

平成30年5月30日
告示第103号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第8条の規定に基づき、関係機関及び団体等が連携し、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るため、西予市自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 自殺対策計画の調査及び研究に関する事項。
- (2) 自殺対策計画の策定に関する事項。
- (3) 自殺対策計画の推進に関する事項。
- (4) その他の自殺対策計画の策定及び推進に関し協議会が必要と認める事項に関する事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療又は福祉関係団体の代表者
- (3) 教育、司法関係団体の代表者
- (4) 労働、経済関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 地域を代表する者
- (7) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名するものとする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。

- 2 任期の途中において委員に欠員が生じたときは、後任の委員を委嘱することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴取及び資料の提供を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、専門の事項を協議等するため、部会を置くことができる

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年度の委員の任期は、平成32年3月31日までとする。

3 西予市自殺対策推進庁内幹事会設置要綱

平成30年6月21日
西予市訓令第17号

(設置)

第1条 この訓令は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に基づき、本市における自殺対策を庁内の横断的な取組によって総合的かつ効果的に推進するため、西予市自殺対策推進庁内幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策に係る庁内体制の整備に関すること。
- (3) 自殺対策の普及及び啓発に関すること。
- (4) 自殺対策についての情報収集に関すること。
- (5) その他の自殺対策計画の策定及び推進に関し幹事会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 幹事会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、生活福祉部長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴取及び資料の提供を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項について、自殺対策を推進するうえでの個別の課題やテーマに応じ、幹事会の下にワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームに関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、生活福祉部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

副市長
総務企画部長
生活福祉部長
産業部長
建設部長
医療介護部長
明浜支所長
野村支所長
城川支所長
三瓶支所長
会計管理者
議会事務局長
教育部長
消防本部消防長

4 西予市自殺対策推進協議会委員名簿

	区分	所属	氏名(敬称略)
1	愛媛県	愛媛県 八幡浜保健所	竹内 豊
2	医療関係	西予市医師会	井関 満永
3		医療法人 松多クリニック	松多 克紀
4	教育関係	西予市校長会	上甲 和也
5		西予市PTA連合会	兵頭 秀二
6		西予市養護教員部会	二宮 友紀
7	司法関係	西予警察署	清水 宏和
8		愛媛県司法書士会	兵頭 充
9	労働・経済関係	八幡浜公共職業安定所西予市ふるさとハローワーク	西口 千年
10		西予市商工会	沖野 健三
11		公益財団法人 正光会 八幡浜大洲圏域 障がい者就業・生活支援センターねっとwork ジョイ	高石 徳香
12	福祉関係	西予市社会福祉協議会	河野 敏雅
13		社会福祉法人 西予総合福祉会	稻井 稔己
14		社会福祉法人 西予市野城総合福祉協会	兵頭 智子
15	学識経験者	学識経験者	薬師寺 和枝
16		学識経験者	兵頭 豊司
17	地域代表	西予市民生児童委員協議会	河野 秀雄

(令和元年9月末時点)

5 西予市自殺対策推進庁内幹事会委員名簿

	氏 名	役 職 名
1	副 市 長	宗 正 弘
2	総 務 企 画 部 長	三 好 敏 也
3	生活福祉部長(兼) 福 祉 事 務 所 長	藤 井 兼 人
4	産業部長(兼)生活福祉部 産業処理施設担当部長	酒 井 信 也
5	建 設 部 長	清 水 昭 広
6	医 療 介 護 部 長	山 岡 薫 彦
7	明 浜 支 所 長	上 中 保 博
8	野 村 支 所 長	土 居 眞 二
9	城 川 支 所 長	篠 藤 義 直
10	三 瓶 支 所 長	片 山 勇 一
11	会 計 管 理 者	山 口 正 人
12	議 会 事 務 局 長	富 永 誠
13	教 育 部 長	宇 都 宮 裕
14	消 防 本 部 消 防 長	佐 藤 克 也

(令和元年9月末時点)

6 西予市自殺対策計画策定の経緯

年月日	会議等	内容
平成30年7月2日	平成30年度第1回 西予市自殺対策推進庁内幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市自殺対策推進庁内幹事会の設置について ・自殺の現状及び自殺対策計画策定に向けて
平成31年1月25日	平成30年度第1回 西予市自殺対策推進庁内ワーキング会	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市自殺対策推進庁内ワーキングの設置について ・自殺の現状及び自殺対策計画策定に向けて ・事務事業の棚卸しについて
平成31年1月～2月	西予市自殺対策推進庁内ワーキング 事務事業棚卸作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキング委員を中心として所属内での事務事業棚卸作業
平成31年3月13日	平成30年度第1回 西予市自殺対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市自殺対策推進庁内幹事会の設置について ・自殺の現状及び自殺対策計画策定に向けて
平成31年4月～5月	西予市自殺対策推進庁内ワーキング 棚卸事業ヒアリング作業	<ul style="list-style-type: none"> ・棚卸事業について事務局によるワーキングとのヒアリング作業
令和元年5月24日	令和元年度第1回 西予市自殺対策推進庁内幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市自殺対策計画策定の進捗状況について ・西予市事務事業の棚卸しについて
令和元年6月5日	令和元年度第1回 西予市自殺対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市自殺対策計画策定の進捗状況について ・西予市事務事業の棚卸しについて
令和元年6月～7月	西予市自殺対策推進協議会 事業ヒアリング作業	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業について事務局によるヒアリング作業
令和元年6月19日	令和元年度第1回 西予市自殺対策推進庁内ワーキング会	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市自殺対策計画策定の進捗状況について ・基本施策、重点施策と西予市事務事業の棚卸しについて
令和元年7月25日	令和元年度第2回 西予市自殺対策推進庁内幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市自殺対策計画について
令和元年8月7日	令和元年度第2回 西予市自殺対策推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・西予市自殺対策計画について
令和元年8月21日～ 9月10日	ホームページに計画(案)の掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの募集
令和元年9月	西予市自殺対策計画策定	

いのち支える西予市自殺対策計画

令和元年9月発行

発行・編集／西予市生活福祉部 健康づくり推進課

〒797-8501

愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

電話 0894-62-6407 FAX0894-62-6564